

は じ め に

我が国では、少子高齢化や人口減少が急速に進み、個人の価値観や働き方の変化、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で地域における日常的な関わりが減少し、地域社会におけるつながりは希薄化しつつあります。こうした社会変化を背景に、社会的孤立がもたらす課題や、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な「制度の狭間」の問題等、地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。



多様化・複雑化する地域課題に対して、行政だけでなく、地域住民や地域団体が地域課題を「我が事」として捉え、ともに地域を創っていくことが求められています。

この度、本町の現状等をふまえ、行政と社会福祉協議会の計画を一体化した、「第4期湯浅町地域福祉計画・第3期湯浅町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、行政と社会福祉協議会との連携をさらに強化するとともに、計画の基本理念である「～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～気づき合い 分かち合い 支え合う 湯浅町」を目指して、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを進めてまいります。

地域福祉の推進のためには、地域の住民や各種団体、事業所、関係機関の皆様と、緊密な連携を図りながら取り組むことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました湯浅町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、団体や事業所の皆様、関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

湯浅町長 上山 章善

は じ め に

全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化の進行に伴い介護や支援を必要とする方が増加するとともに、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、4年以上に及ぶコロナ禍の自粛生活も相まって地域での関わりあいや住民同士での交流が希薄化してきているといわれています。

当会では、町内の地域福祉推進と住民の皆様の様々な生活課題に対応するため、各種の相談事業、生活困窮者や介護が必要な方への支援、防災活動・啓発などに取り組んできました。

しかし、時代の変化とともに複雑化する福祉課題に適切に対応するためには、社会福祉協議会だけでなく、湯浅町とより緊密に連携を図ることや住民の皆様お一人おひとりが地域福祉活動に参画いただき、ともに支え合う地域共生社会の構築に向けた取り組みが不可欠と考えます。

そのような中、今回、社会福祉法に基づき行政が策定する「第4期湯浅町地域福祉計画」の内容と整合性を図りつつ、「第3湯浅町地域福祉活動計画」を策定しました。

住民の皆様や行政、地域で活動する様々な活動団体との協働によって、本計画の基本理念や当会の目的である「誰もが安全で安心して暮らせる福祉と人権の守られた地域づくり」の実現に向け、地域福祉に関する啓発やつながりづくり等の各事業を実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、多くの貴重なご提言をいただきました策定委員の方々、住民アンケート調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました皆様に感謝申し上げ、あいさついたします。

令和6年（2024）年3月

社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会

会長 和泉 富士美



目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 現状と課題.....	3
1. 統計からみる本町の状況.....	3
2. アンケート調査からみる本町の状況.....	10
3. 中学生ワークショップのまとめ.....	31
4. 団体ヒアリング調査からみる本町の状況.....	33
5. 計画の進捗状況.....	37
6. 本町における課題.....	40
7. ライフステージごとの抱える「課題」や「問題」.....	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1. 基本理念.....	44
2. 基本目標.....	45
3. 施策体系.....	46
4. 福祉圏域の設定について.....	47
第4章 具体的な取り組み.....	48
1. 基本目標1 ともに地域を支え合うひとづくり.....	48
2. 基本目標2 誰もが安心・安全に住み続けたいまちづくり.....	50
3. 基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり.....	55
第5章 地域福祉活動計画.....	59
1. 基本目標1 ともに地域を支え合うひとづくり.....	59
2. 基本目標2 誰もが安心・安全に住み続けたいまちづくり.....	61
3. 基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり.....	65
第6章 計画の推進体制.....	68
1. 協働による計画の推進.....	68
2. 計画の進行管理・評価.....	69
資料編.....	70
1. 湯浅町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	70
2. 湯浅町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	72
3. 計画策定経過.....	73
4. 用語説明.....	74

近年、我が国では、急速に進む少子高齢化や人口減少、働き方の変化やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域の日常的な関わりの減少等により、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しています。

こうした社会変化を背景に、自殺、ひきこもり、8050 問題、虐待、高齢者による犯罪や消費者被害等、社会的孤立がもたらす課題や、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な「制度の狭間」の問題等、地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

このような多様化・複雑化した地域課題に対し、国では、累次にわたる社会福祉法の改正が行われ、地域福祉を推進する上での国及び地方公共団体の責務が定められました。この中で、市町村は、住民の身近な圏域で、地域のつながりや支え合いを再構築して地域力を強化するとともに、多機関が協働して課題を受け止める体制による包括的な支援体制を整備するよう努めるものとされました。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民、地域団体、行政等が地域課題を「我が事」として捉え、地域全体が世代や分野を超えてつながることで、ともに地域を創っていくことが求められています。

湯浅町（以下、「本町」という。）では、平成 30 年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体とした「第3期湯浅町地域福祉計画・第2期湯浅町地域福祉活動計画」を策定し、「～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～ 気づき合い 分かち合い 支え合う湯浅町」の基本理念のもと、関係団体や地域住民等と連携・協働しながら取り組みを進めてきました。また、平成 28 年には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の人権に関する3つの法律が施行され、本町においても、「湯浅町障がい理由とする差別をなくす条例」や「湯浅町部落差別をなくす条例」を制定し、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めているところです。

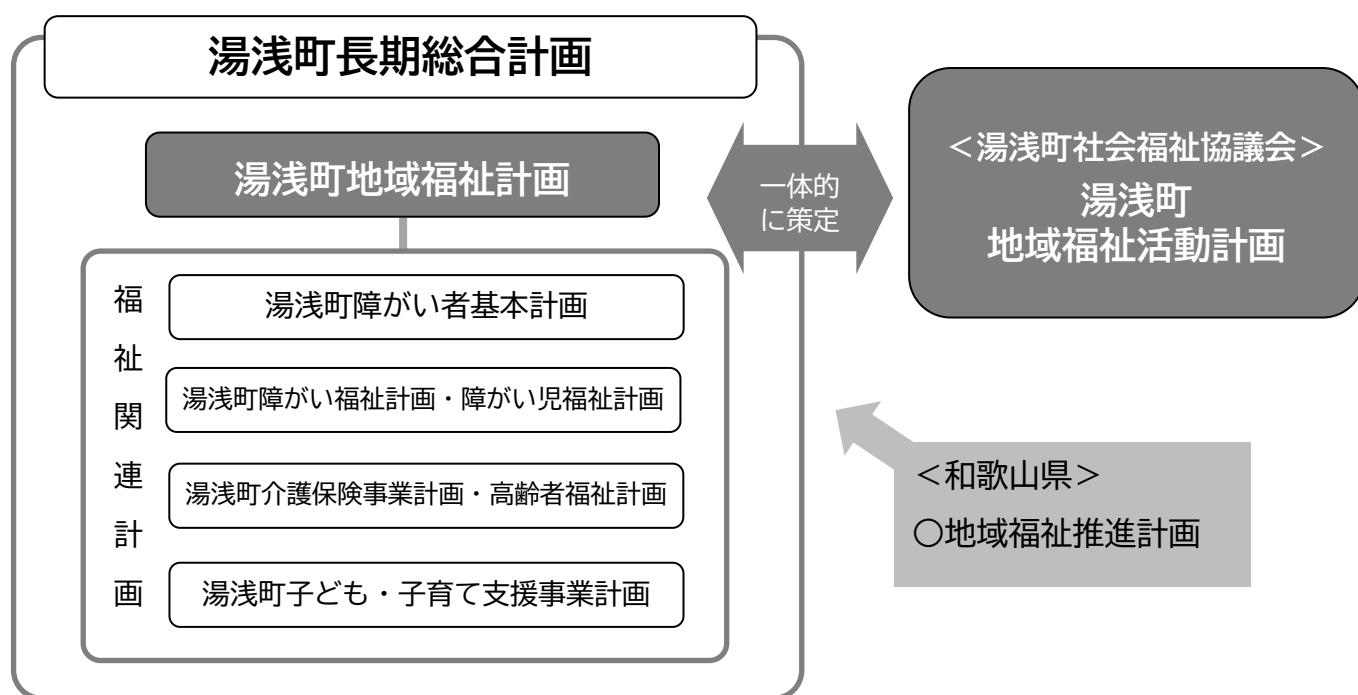
この度、「第3期湯浅町地域福祉計画・第2期湯浅町地域福祉活動計画」が令和5年度に計画期間が終了することから、本町の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を改めて把握し、さらなる地域福祉に関する取り組みを推進するため、「第4期湯浅町地域福祉計画・第3期湯浅町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」と、同法第109条に定める社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体化した計画です。「地域福祉計画」は、行政計画として地域福祉推進のための理念や方向性を示すものであり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、住民や社会福祉に関する活動を行う団体・人等による地域福祉活動推進のための協働のあり方や手法を示す計画です。

本計画では、行政と社会福祉協議会の連携を強化し、地域福祉の推進に向けて、より実効性のある計画とするため、2つの計画を一体的に策定します。

また、町の最上位計画である「湯浅町長期総合計画」や関連計画との整合を図るとともに、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が各福祉関連計画の上位計画として位置付けられたことから、各福祉関連計画とのさらなる整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や福祉関連施策の見直し、関連施策と整合を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章

現状と課題

1

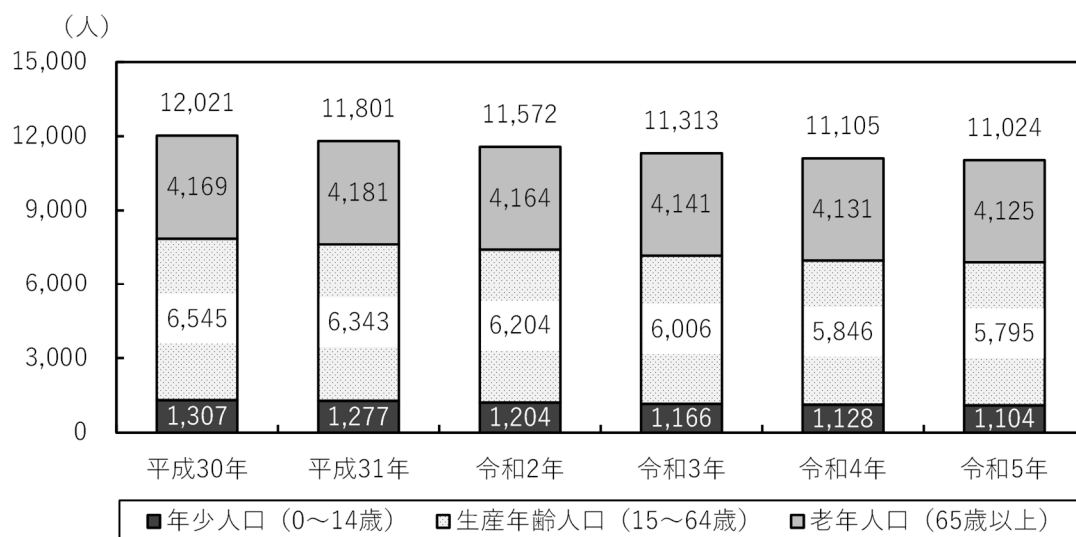
統計からみる本町の状況

(1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

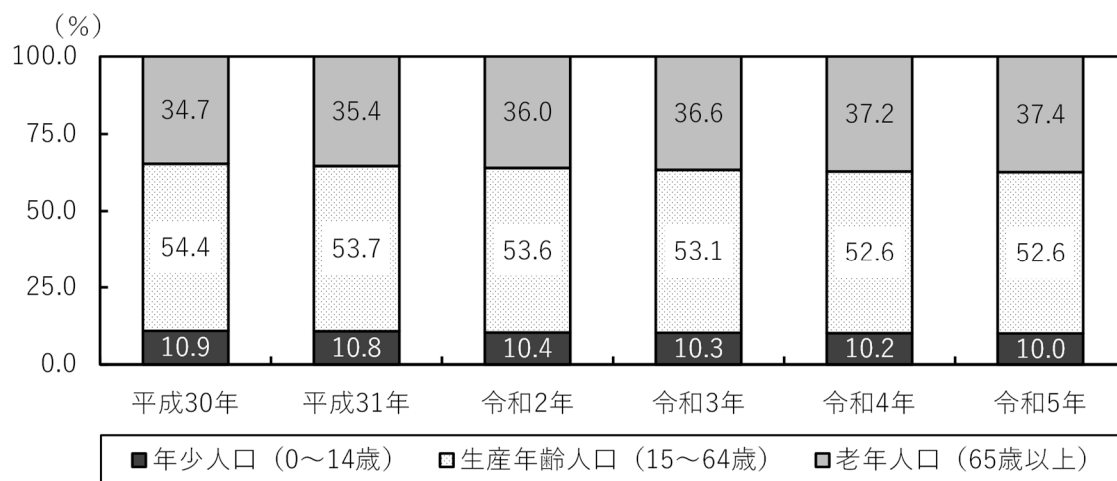
本町の総人口の推移をみると、年々減少しており、令和5年で11,024人となっています。年齢3区分人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は平成31年の4,181人をピークに減少傾向となっているものの、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しており、総人口に対する割合も減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■年齢3区分別人口割合の推移

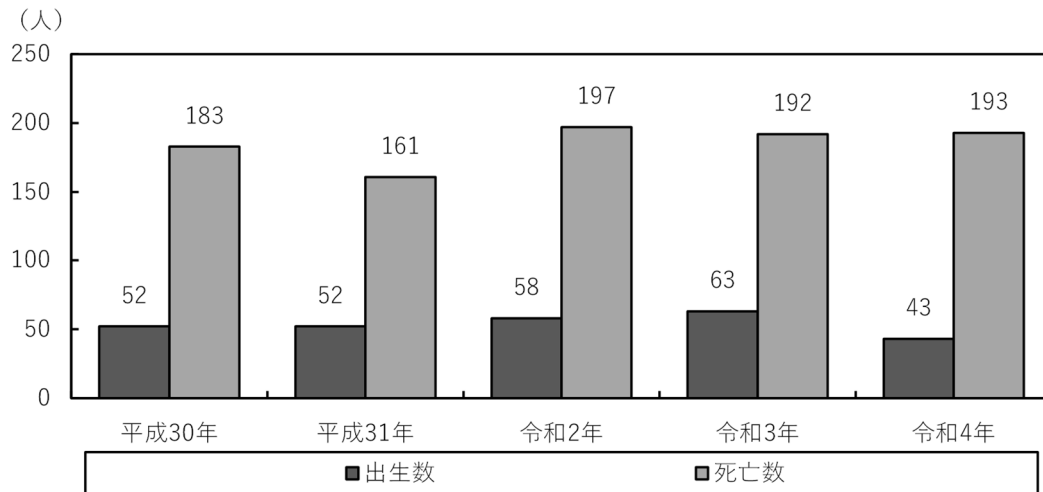


資料：住民基本台帳（各年3月末）

②人口動態の推移

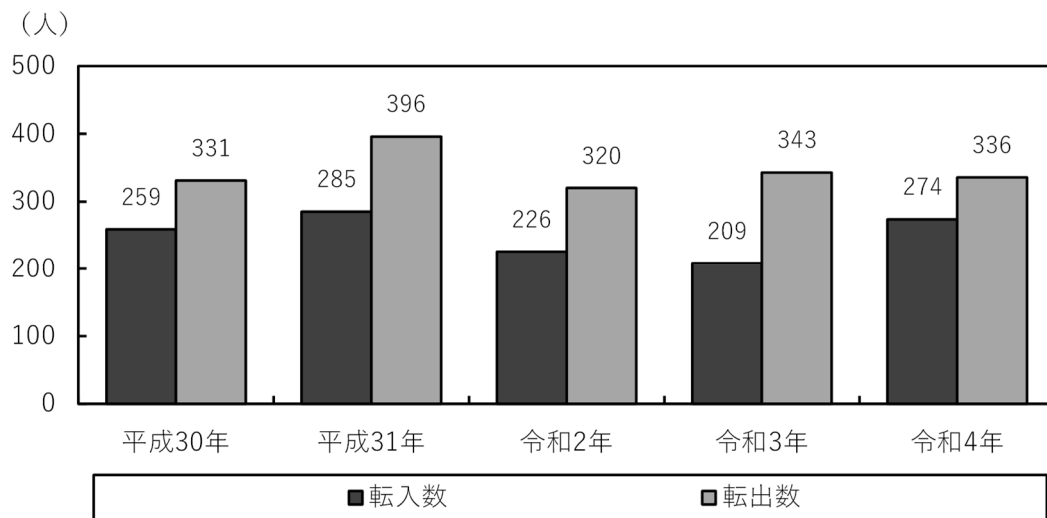
本町の人口動態についてみると、平成30年から令和4年にかけて、自然動態は死亡数が出生数を上回り、社会動態は転出数が転入数を上回っています。

■自然動態



資料：住民基本台帳

■社会動態

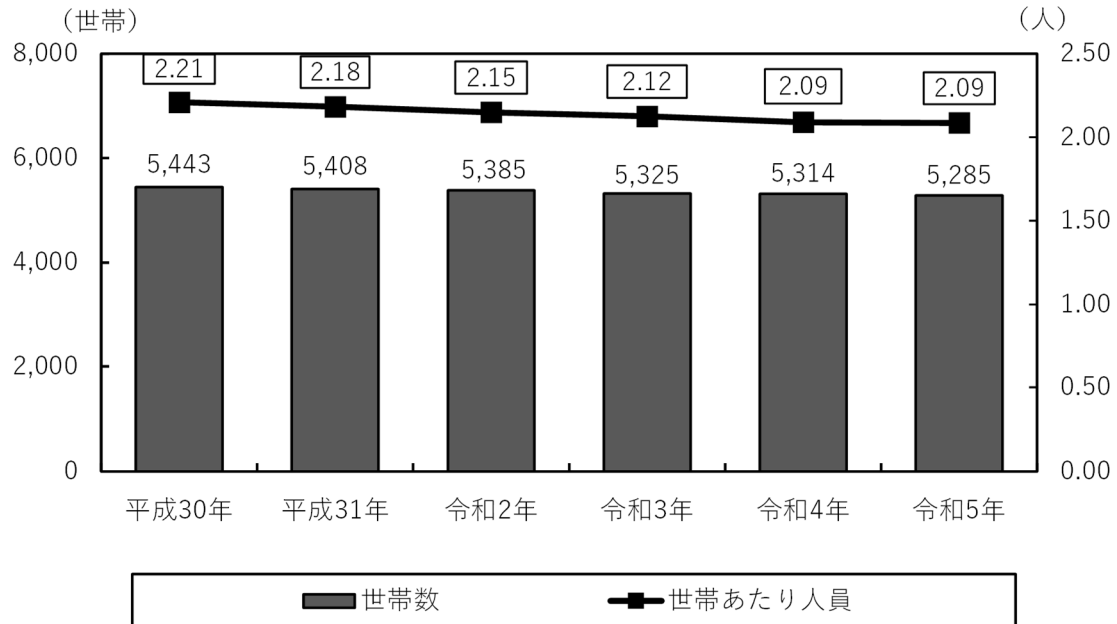


資料：住民基本台帳

③世帯数の推移

本町の世帯数の推移をみると、年々減少しており、令和5年は 5,285 世帯となっています。
1 世帯あたり人員数も減少しており、令和5年は 2.09 人となっています

■世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



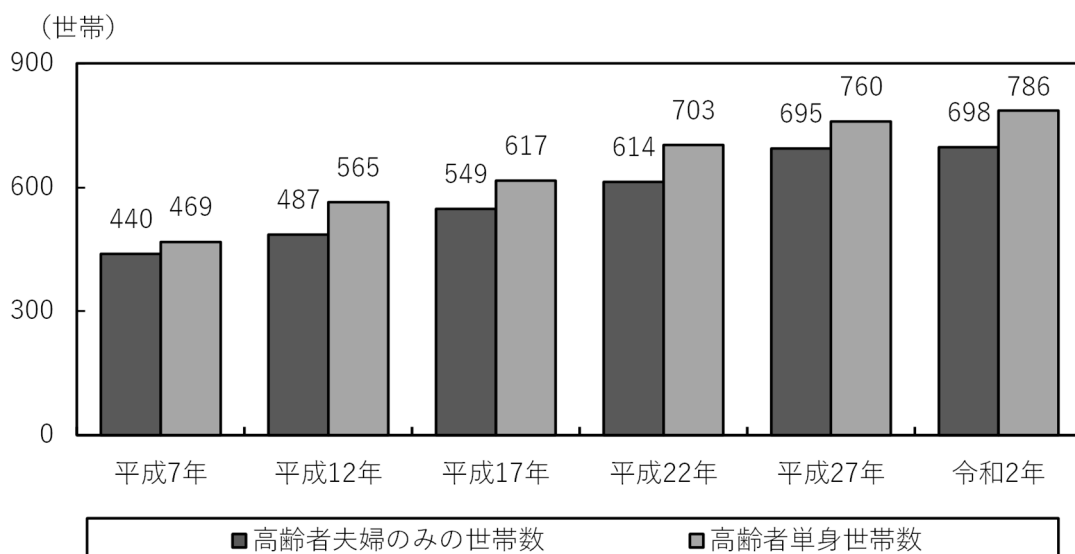
資料：住民基本台帳（各年3月末）

（2）高齢者の状況

①高齢者世帯の推移

本町の高齢者世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみの世帯数、高齢者単身世帯数ともに増加しており、平成7年から令和2年でそれぞれ 1.5 倍以上増加しています。

■高齢者世帯数の推移

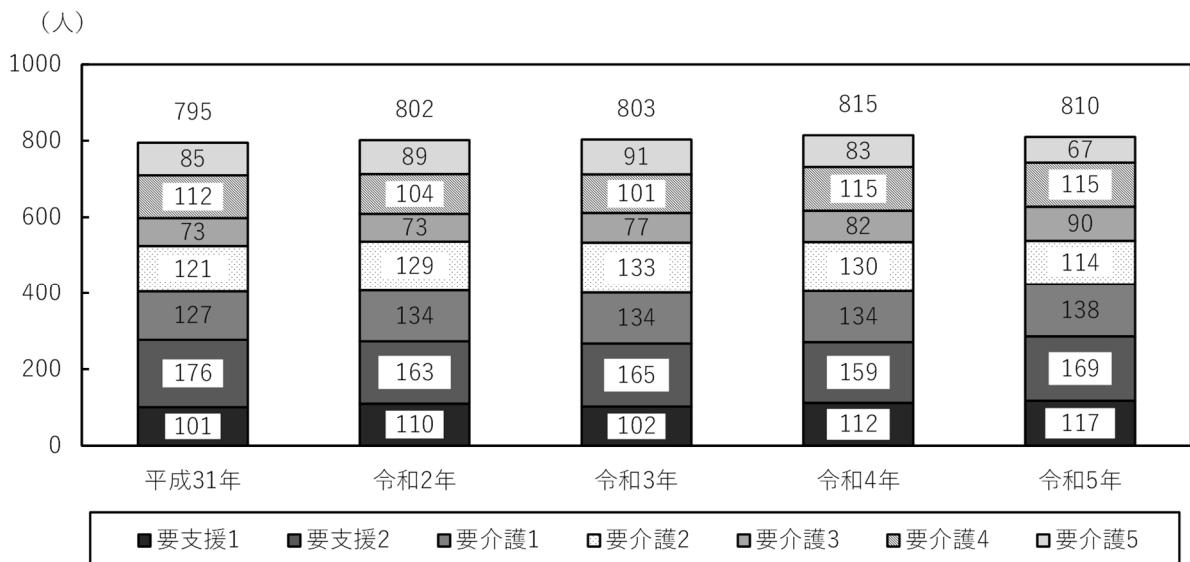


資料：国勢調査

②要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数の推移についてみると、総数は令和4年まで増加していましたが、令和5年では減少しています。平成31年から令和5の認定者数を比較すると、特に要支援1及び要介護1は増加しており、要介護5は減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

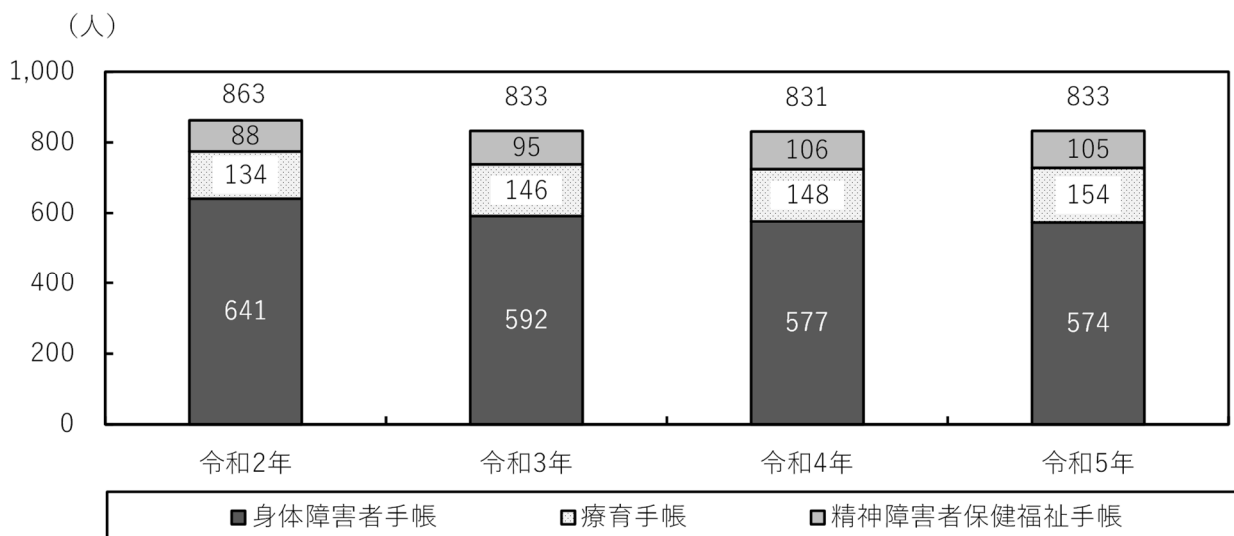


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

（３）障がいのある人の状況

本町の障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年から減少し、近年は横ばいで推移しています。各手帳種別では療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

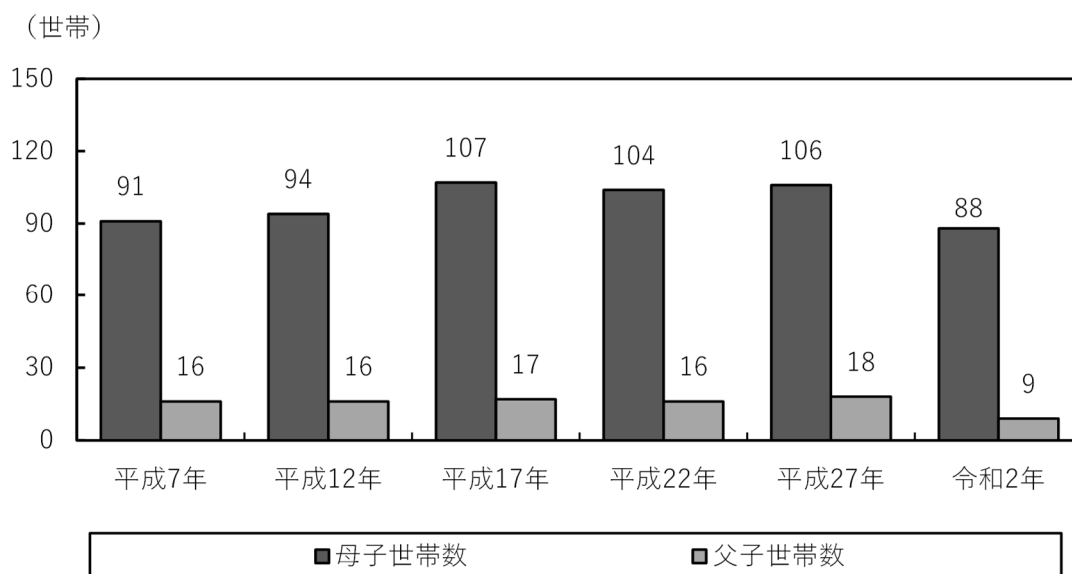


資料：福祉課、健康推進課

(4) ひとり親の状況

本町のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成17年以降、100世帯を超えて推移していましたが、令和2年は88世帯減少しています。父子世帯は平成7年から平成27年までほぼ横ばいで推移していましたが令和2年は9世帯まで減少しています。

■ひとり親世帯数の推移

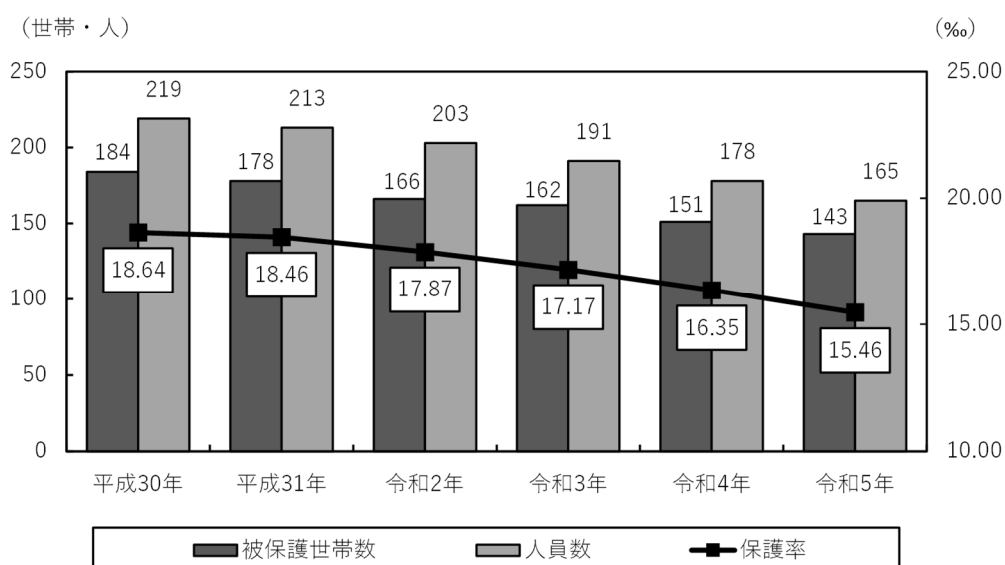


資料：国勢調査

(5) 生活保護の状況

本町の被生活保護世帯数及び人員数、保護率は減少傾向で推移しています。

■被生活保護世帯数、人員数及び保護率の推移



資料：和歌山県

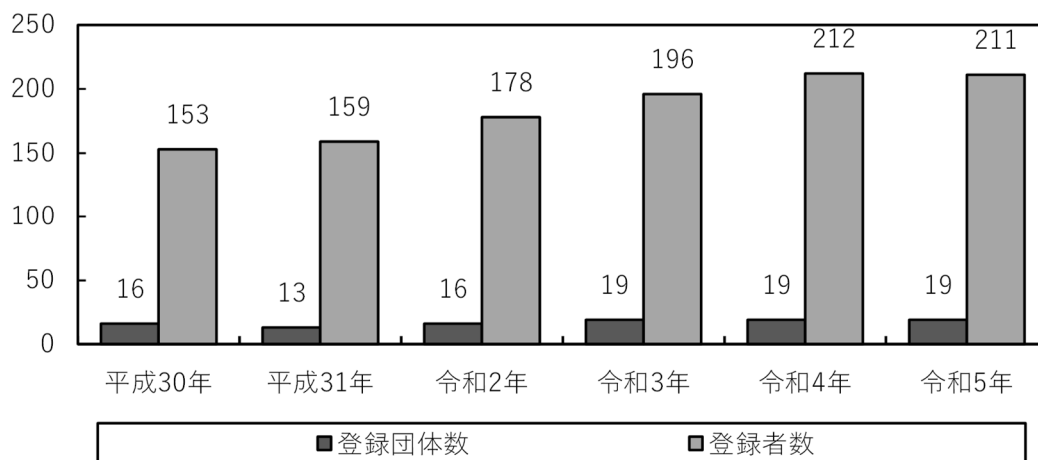
(6) 地域活動の状況

① ボランティア登録団体数及び登録者数の推移

本町のボランティア登録団体数及び登録者数の推移をみると、ボランティア登録者数は平成30年から令和3年にかけて増加傾向にあり、令和4年以降は横ばいで推移しています。登録団体数は令和3年から横ばいで推移しています。

■ ボランティア登録団体数及び登録者数の推移

(団体・人)



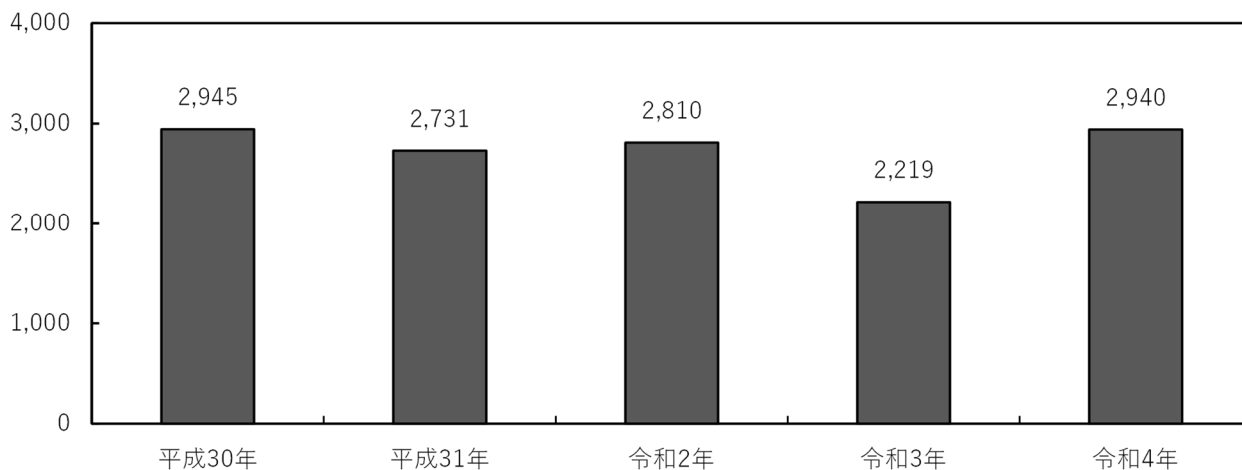
資料：湯浅町社会福祉協議会 事業経過報告書

② 民生委員・児童委員の活動日数の推移

本町の民生委員・児童委員の活動日数の推移をみると、令和3年は減少しましたが、令和4年では増加しています。

■ 民生委員・児童委員の活動日数の推移

(日)



資料：民生委員・児童委員活動記録集計表（福祉行政報告例）

③自治会数及び自主防災組織の推移

本町の自治会数及び自主防災組織の推移をみると、自治会数に変化はありませんが、自主防災組織は令和2年から増加傾向にあります。

■自治会数及び自主防災組織の推移

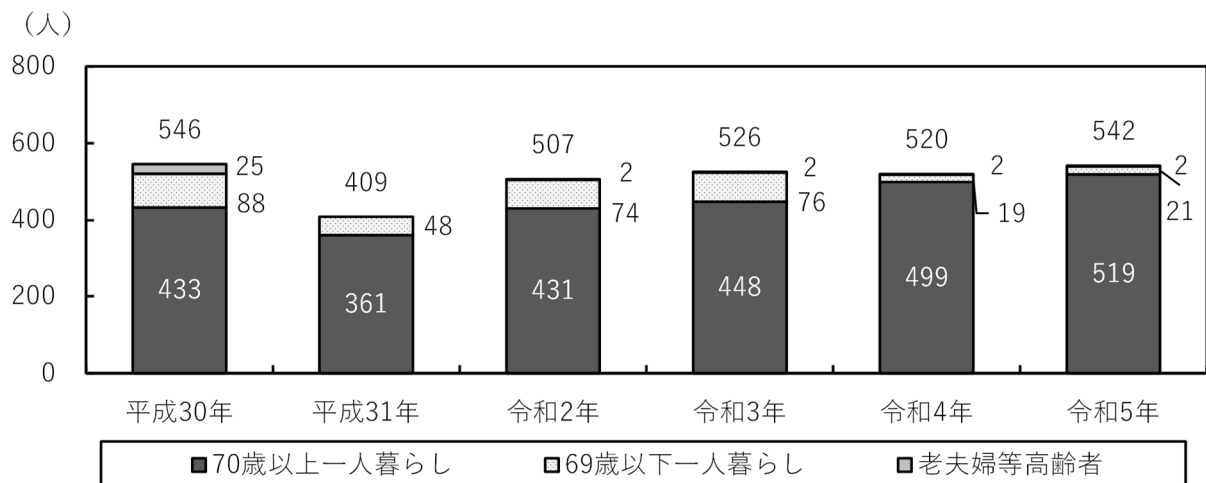
	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
自治会数	47	47	47	47	47	47
自主防災組織	19	19	20	34	38	41

資料：総務課

④災害時要援護者登録者の推移

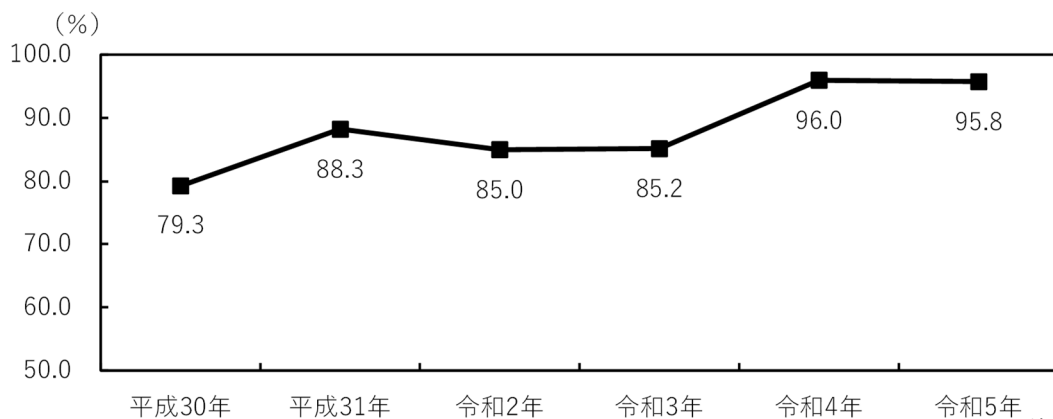
本町の災害時要援護者登録者の推移をみると、平成31年に減少しましたが、令和2年以降は増加傾向にあります。70歳以上一人暮らしの割合は、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。

■災害時要援護者登録者の推移



資料：福祉課

■災害時要援護者登録者数における70歳以上一人暮らしの割合の推移



資料：福祉課

2 アンケート調査からみる本町の状況

(1) アンケート調査の概要

①調査目的

住民の地域との関わりや日常生活の課題、福祉に対する意見や要望等を把握し、「第4期湯浅町地域福祉計画・第3期湯浅町地域福祉活動計画」の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

②調査方法

- ・調査地域 : 湯浅町全域
- ・調査対象者 : 町内在住 20 歳以上の町民 1,000 人（無作為抽出）
- ・調査期間 : 令和5年9月22日～10月6日
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEBによる回答方式
- ・回収状況 :

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 人	445 人	44.5%

③アンケートの見方

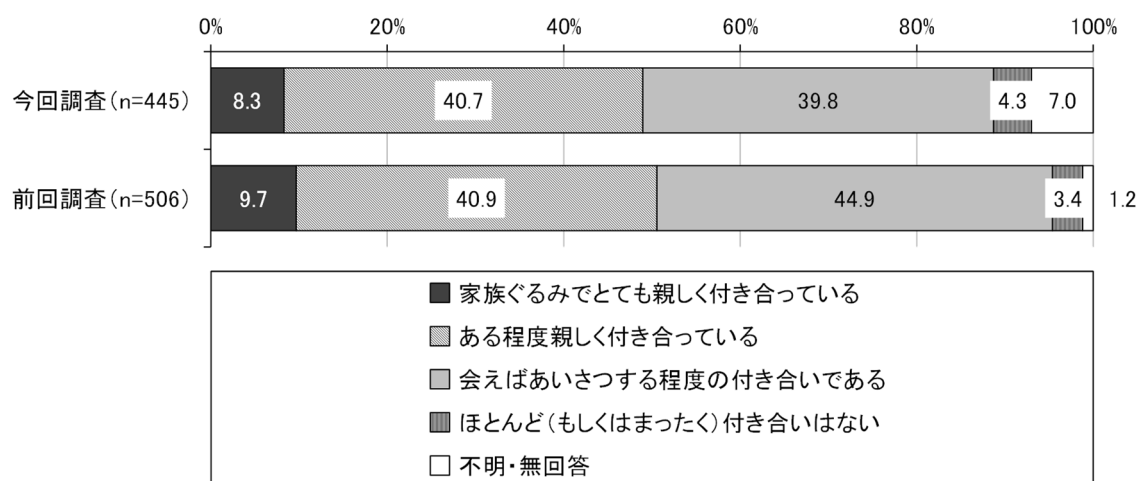
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・文中及び図に記されている「今回調査」は令和5年度調査（今回）、「前回調査」は平成30年度調査（前回）の結果を示しています。

(2) アンケート調査結果のまとめ

①近所付き合いについて

近所との付き合いの程度については、「ある程度親しく付き合っている」が40.7%と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度の付き合いである」が39.8%となっています。前回調査と比較すると、「会えばあいさつする程度の付き合いである」が5.1ポイント減少しています。

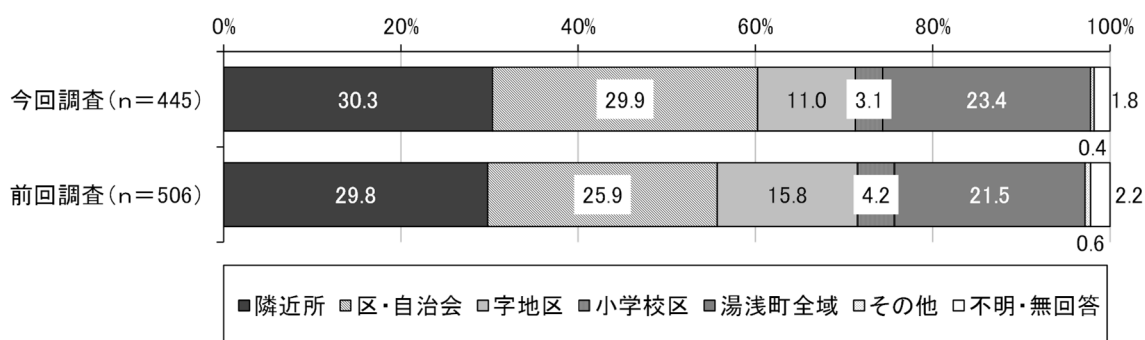
■ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか



②地域の範囲について

「地域」の範囲については、「隣近所」が30.3%と最も高く、次いで「区・自治会」が29.9%となっています。前回調査と比較すると、「区・自治会」が4.0ポイント増加し、「字地区」が4.8ポイント減少しています。

■あなたが考える「地域」の範囲をお答えください

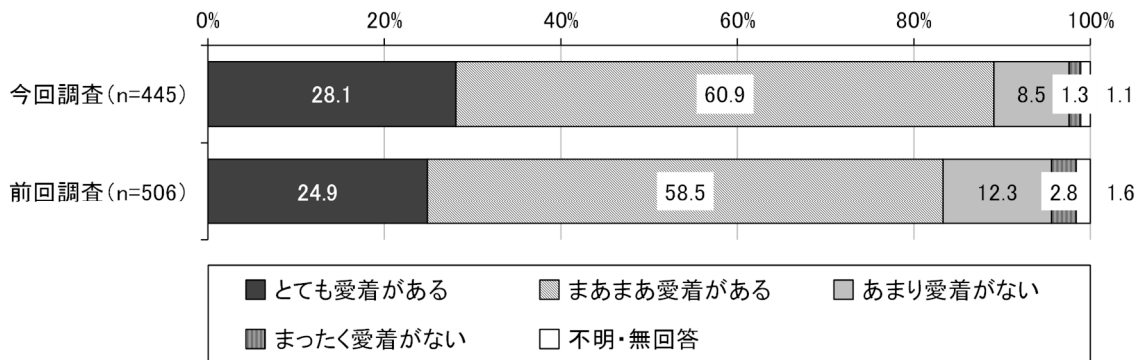


③湯浅町への愛着について

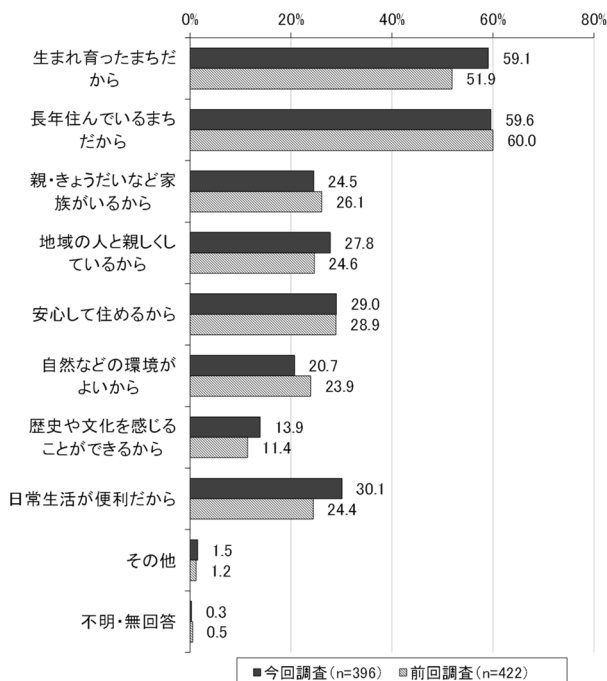
湯浅町への愛着については、『愛着』がある人（「とても愛着がある」+「まあまあ愛着がある」）が今回調査では 89.0%、前は 83.4%となっています。前回と比較すると 5.6 ポイント上昇しています。

また、愛着がある理由については「長年住んでいるまちだから」が 59.6%と最も高く、次いで「生まれ育ったまちだから」が 59.1%となっています。愛着がない理由については、「生まれ育ったまちではないから」が 31.8%と最も高く、次いで「地域の人と親しくしていないから」が 27.3%となっています。

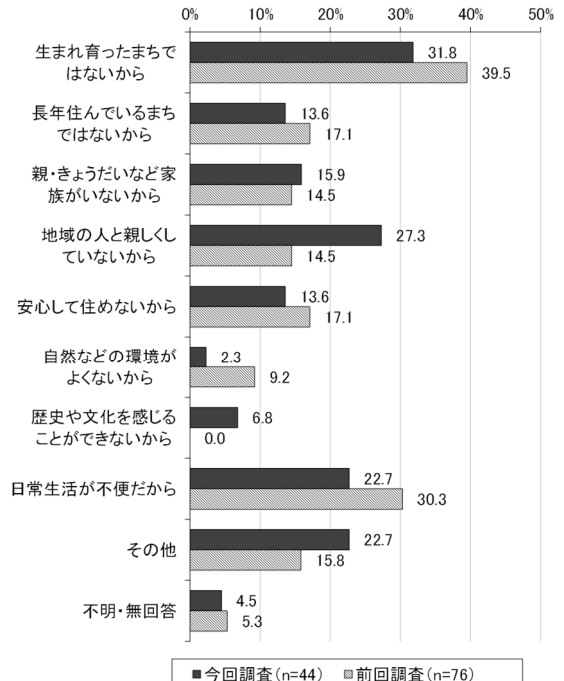
■湯浅町に愛着がありますか



■湯浅町に愛着がある理由



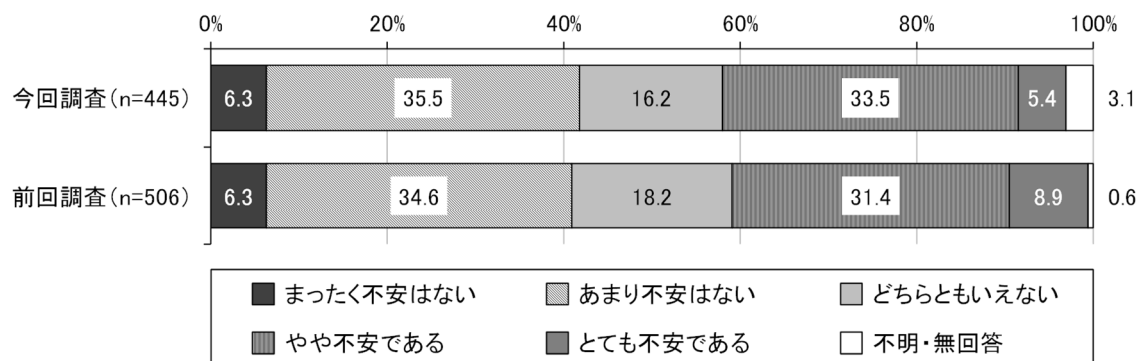
■湯浅町に愛着がない理由



④日常生活における不安について

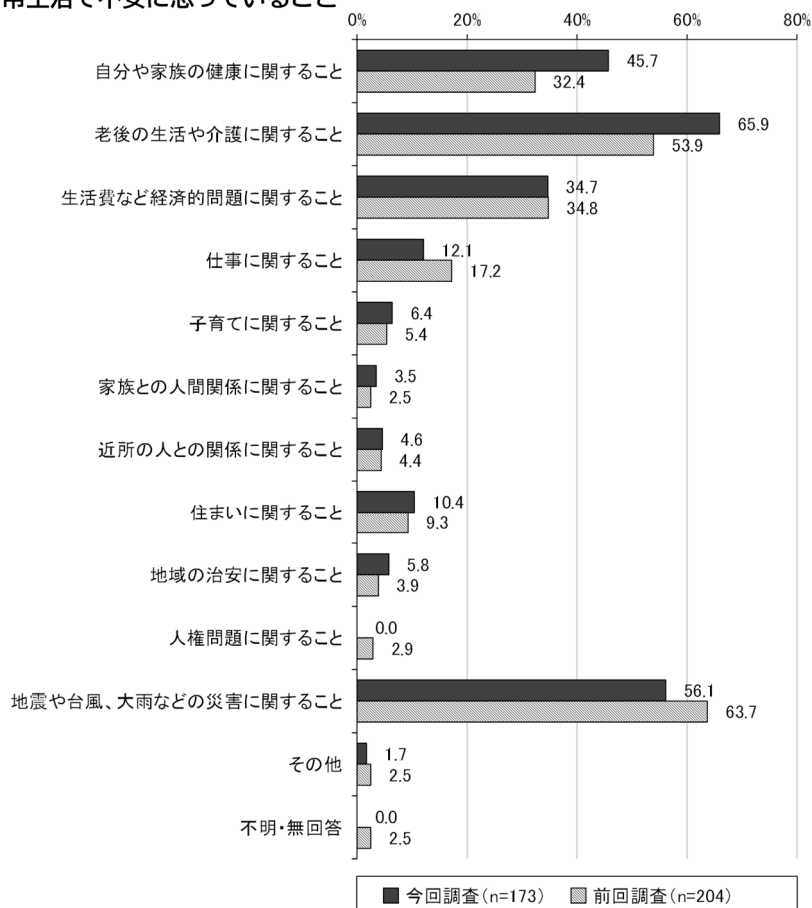
日常生活の中で、不安に思っていることがあるかについては、「あまり不安はない」が35.5%と最も高く、次いで「やや不安である」が33.5%となっています。前回調査と比較して大きな変化はみられません。

■日常生活の中で、日ごろ不安に思っていることはありますか



日常生活で不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が65.9%と最も高く、次いで「地震や台風、大雨などの災害に関すること」が56.1%となっています。前回調査と比較すると、「自分や家族の健康に関すること」が13.3ポイントで最も増加し、「仕事に関すること」が5.1ポイント減少しています。

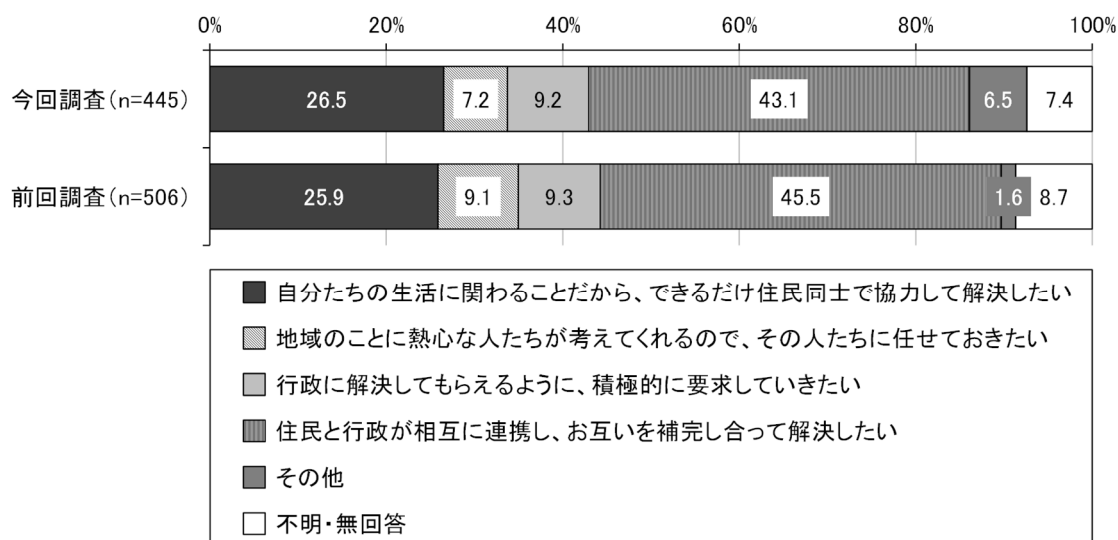
■日常生活で不安に思っていること



⑤日常生活における問題解決について

日常生活上の問題を解決する方法については、「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」が43.1%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が26.5%、となっています。前回調査と比較して大きな変化はみられません。

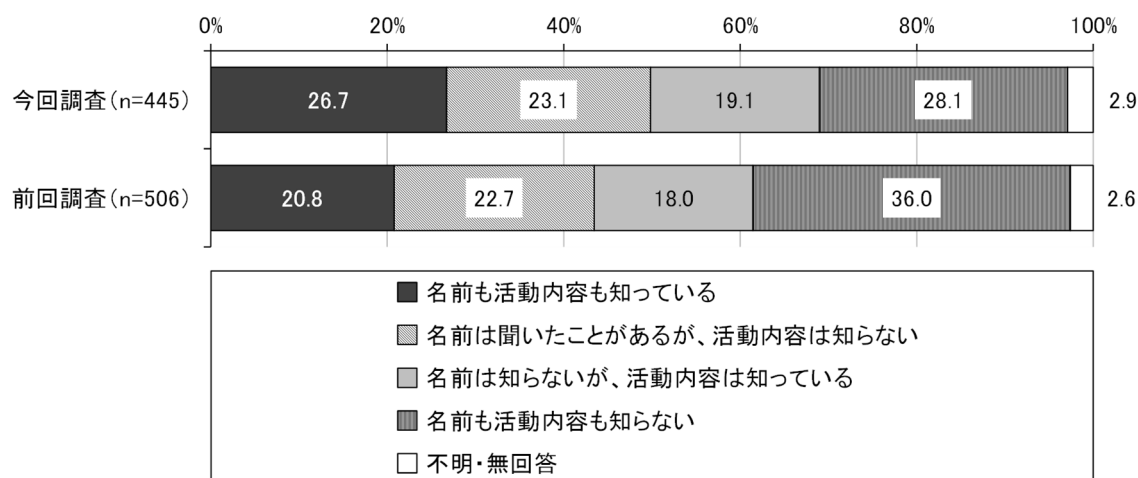
■日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思いますか



⑥民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の認知度については、「名前も活動内容も知らない」が28.1%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が26.7%となっています。前回調査と比較すると、「名前も活動内容も知っている」が5.9ポイント増加し、「名前も活動内容も知らない」が7.9ポイント減少しています。

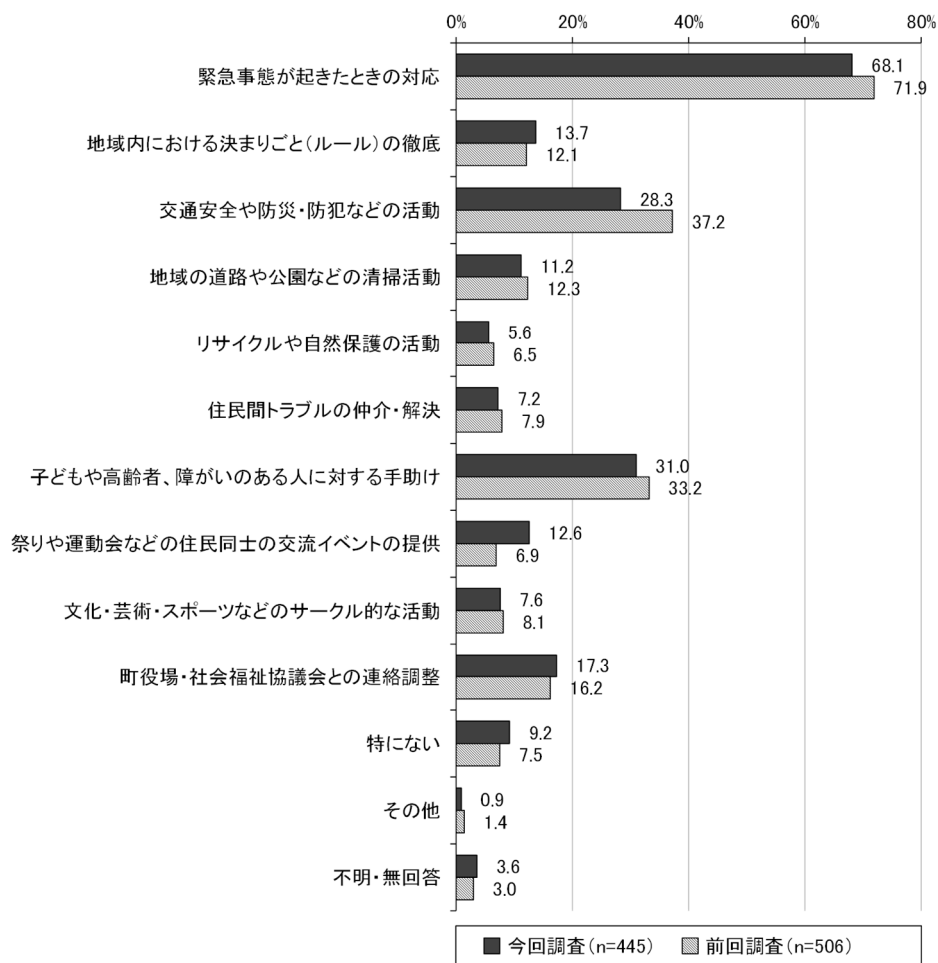
■住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員を知っていますか



⑦地域組織や団体に対して期待する活動について

地域にある組織や団体に期待する活動については、「緊急事態が起きたときの対応」が68.1%と最も高く、次いで「子どもや高齢者、障がいのある人に対する手助け」が31.0%となっています。前回調査と比較すると、「祭りや運動会などの住民同士の交流イベントの提供」は5.7ポイント増加し、「交通安全や防災・防犯などの活動」が8.9ポイント減少しています。

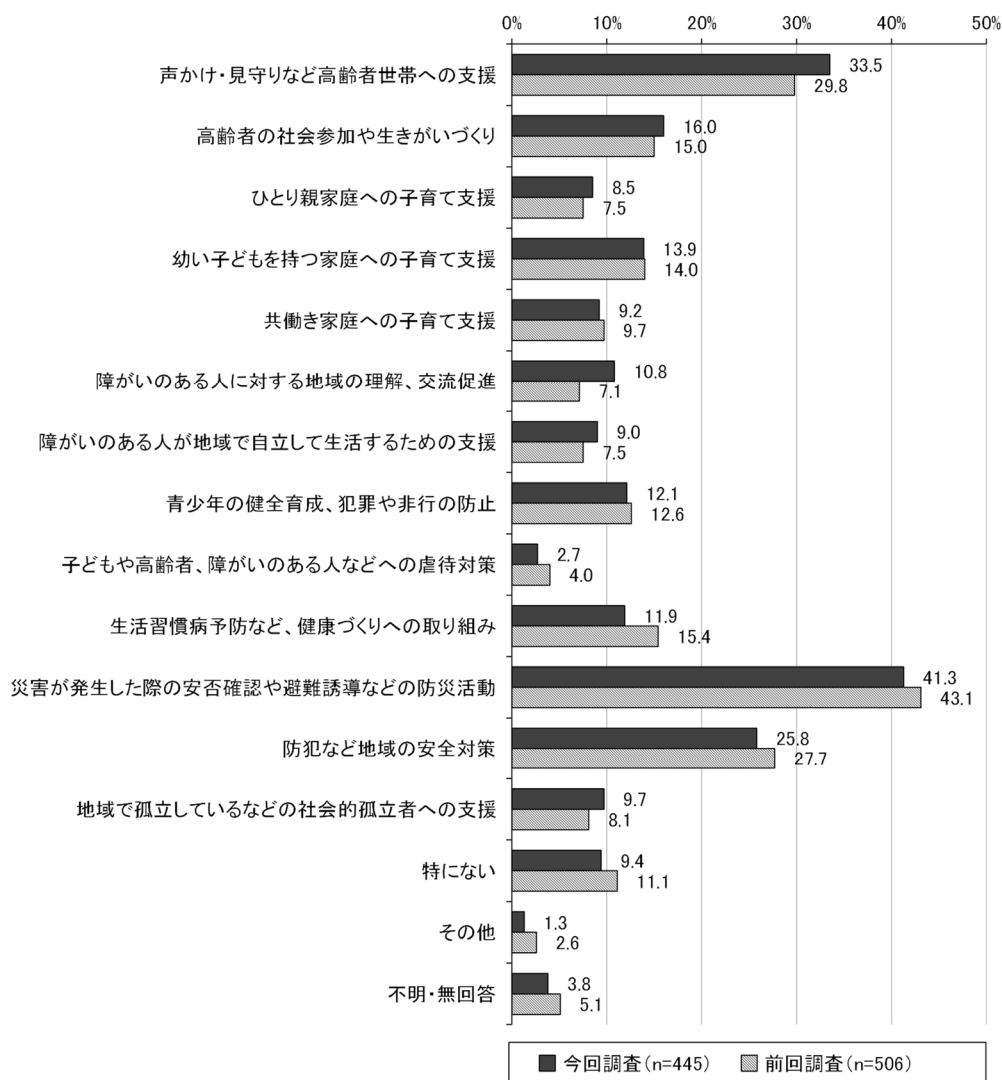
■住んでいる地域の中で安心して暮らしていくには、地域にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか



⑧住民が取り組むべき課題や問題について

住民が取り組むべき課題や問題については、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が41.3%と最も高く、次いで「声かけ・見守りなど高齢者世帯への支援」が33.5%となっています。前回調査と比較すると、「障がいのある人に対する地域の理解、交流促進」が3.7ポイント増加し、「生活習慣病予防など、健康づくりへの取り組み」が3.5ポイント減少しています。

■住んでいる地域には、住民が取り組むべき課題や問題として、どのようなことがあると思いますか

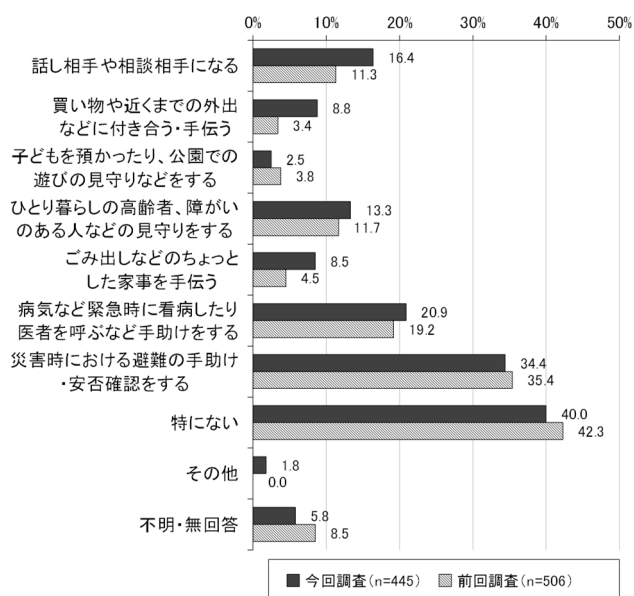


⑨手助けしてほしいこと・できることについて

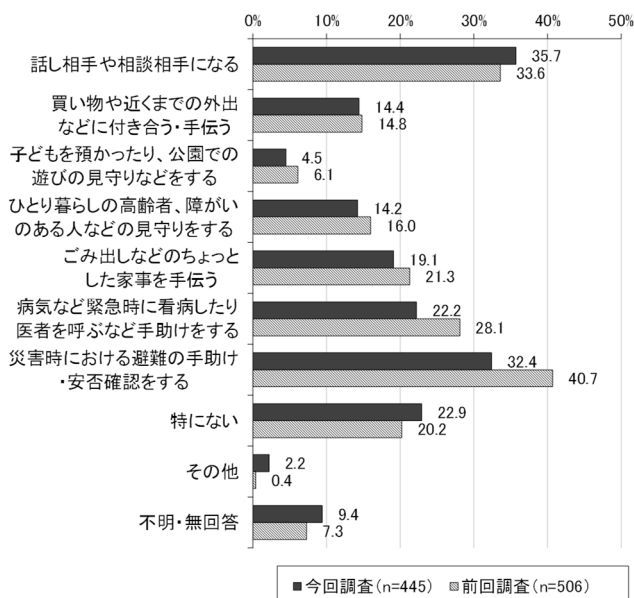
隣近所から手助けしてほしいことについては、「特にない」が40.0%と最も高く、次いで「災害時における避難の手助け・安否確認をする」が34.4%となっています。前回調査と比較すると、「買い物や近くまでの外出などに付き合う・手伝う」が5.4ポイント増加しています。

また、隣近所に対して手助けできることについては「話し相手や相談相手になる」が35.7%と最も高く、次いで「災害時における避難の手助け・安否確認をする」が32.4%となっています。前回調査と比較すると、「災害時における避難の手助け・安否確認をする」が8.3ポイント減少しています。

■隣近所で手助けしてほしいこと



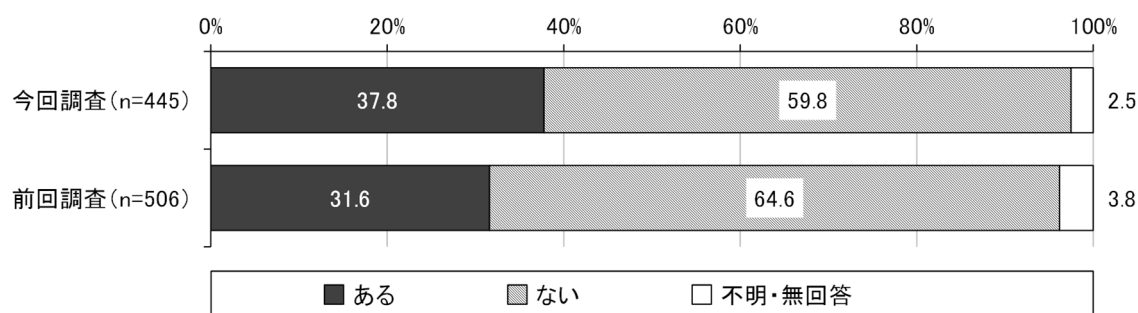
■隣近所で手助けできること



⑩地域活動・ボランティア活動について

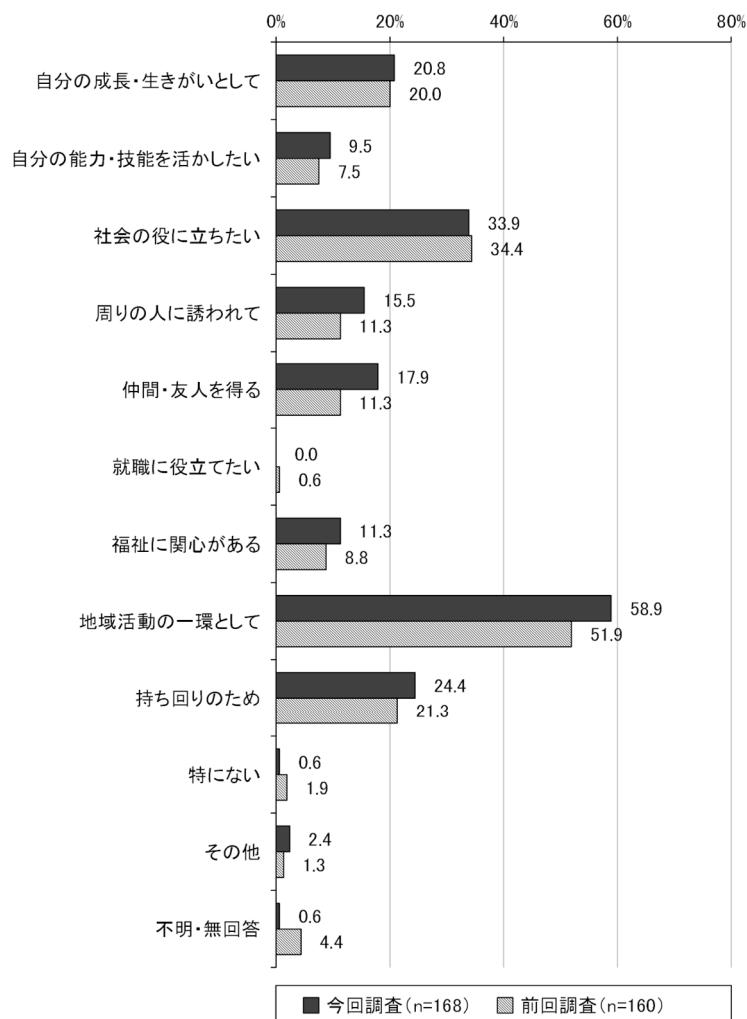
地域活動やボランティア活動の経験については、「ある」が37.8%、「ない」が59.8%となっています。前回調査と比較すると、「ある」が6.2ポイント増加しています。

■地域活動やボランティア活動をしたことがありますか



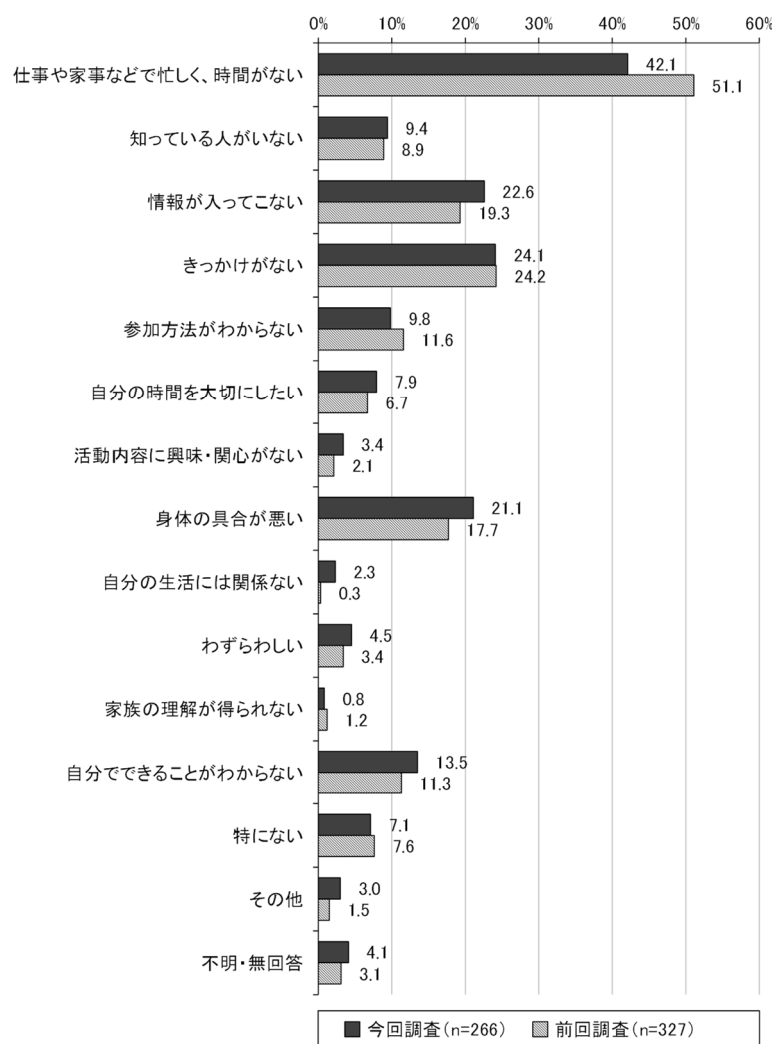
地域活動・ボランティア活動をした（している）動機については、「地域活動の一環として」が58.9%と最も高く、次いで「社会の役に立ちたい」が33.9%となっています。前回調査と比較すると、「地域活動の一環として」が7.0ポイント増加しています。

■地域活動・ボランティア活動をした（している）動機は何ですか



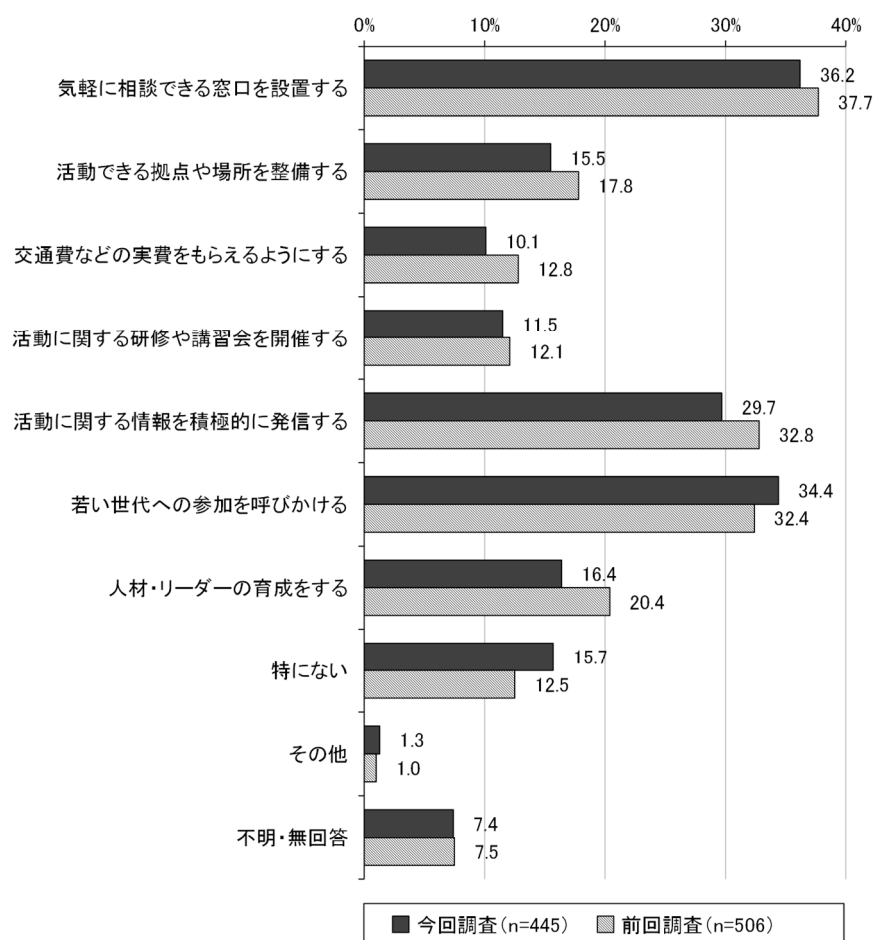
活動したことがない理由については、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」が42.1%と最も高く、次いで「きっかけがない」が24.1%となっています。前回調査と比較すると、「身体の具合が悪い」が3.4ポイント増加し、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」が9.0ポイント減少しています。

■地域活動・ボランティア活動をしたことがない理由は何ですか



地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口を設置する」が36.2%と最も高く、次いで「若い世代への参加を呼びかける」が34.4%となっています。前回調査と比較すると、「特にない」が3.2ポイント増加し、「人材・リーダーの育成をする」が4.0ポイント減少しています。

■今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか

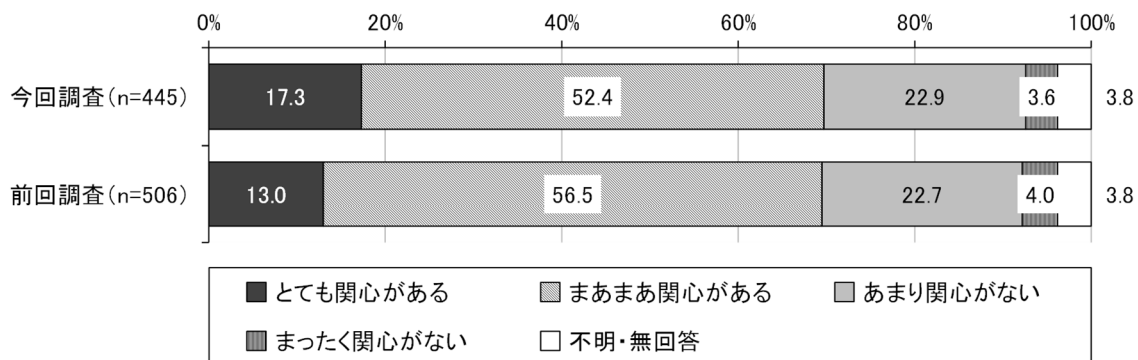


⑪福祉に対する関心について

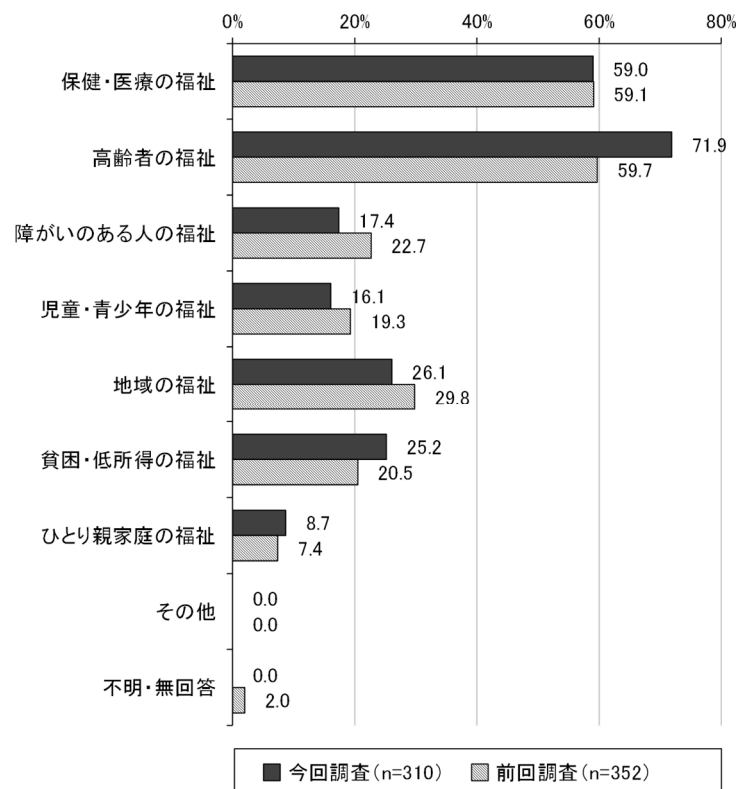
福祉に対する関心については、「まあまあ関心がある」が52.4%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が22.9%となっています。前回調査と比較すると、「とても関心がある」が4.3ポイント増加し、「まあまあ関心がある」が4.1ポイント減少しています。

また、特に関心がある分野については、「高齢者の福祉」が71.9%と最も高く、次いで「保健・医療の福祉」が59.0%となっています。前回調査と比較すると、「高齢者の福祉」が12.2ポイント増加し、「障がいのある人の福祉」が5.3ポイント減少しています。

■あなたは「福祉」に関心をお持ちですか



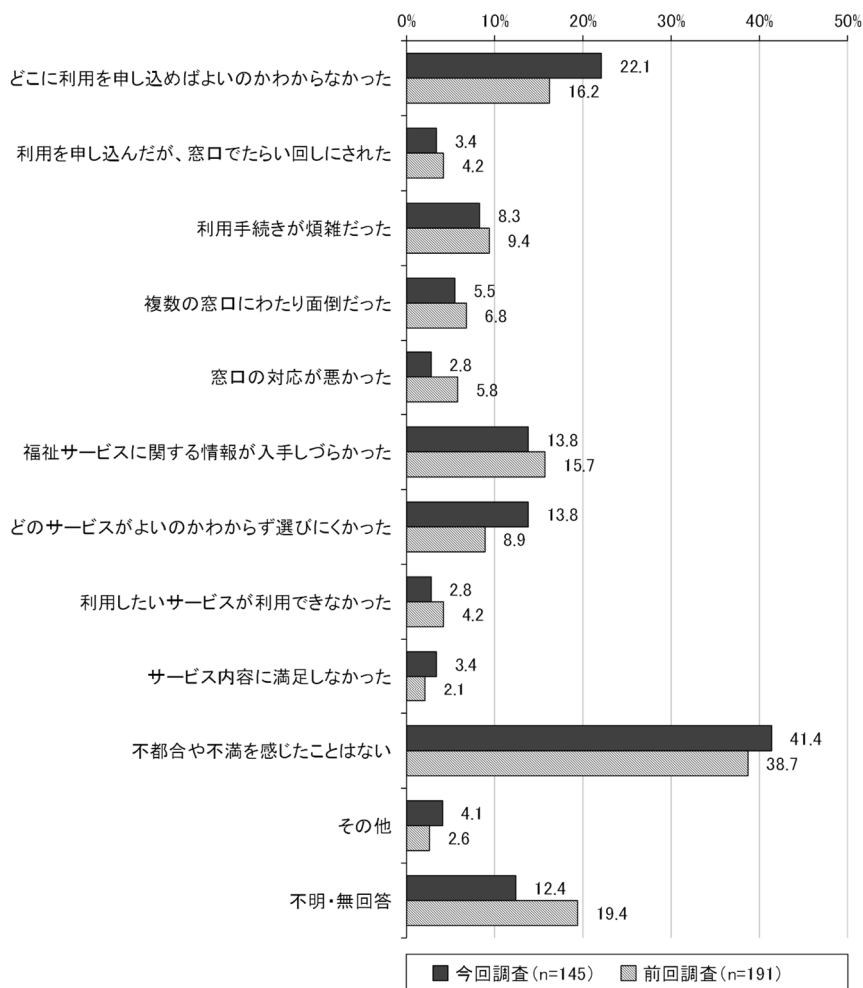
■特に福祉のどの分野に関心をお持ちですか



⑫福祉サービスの利用について

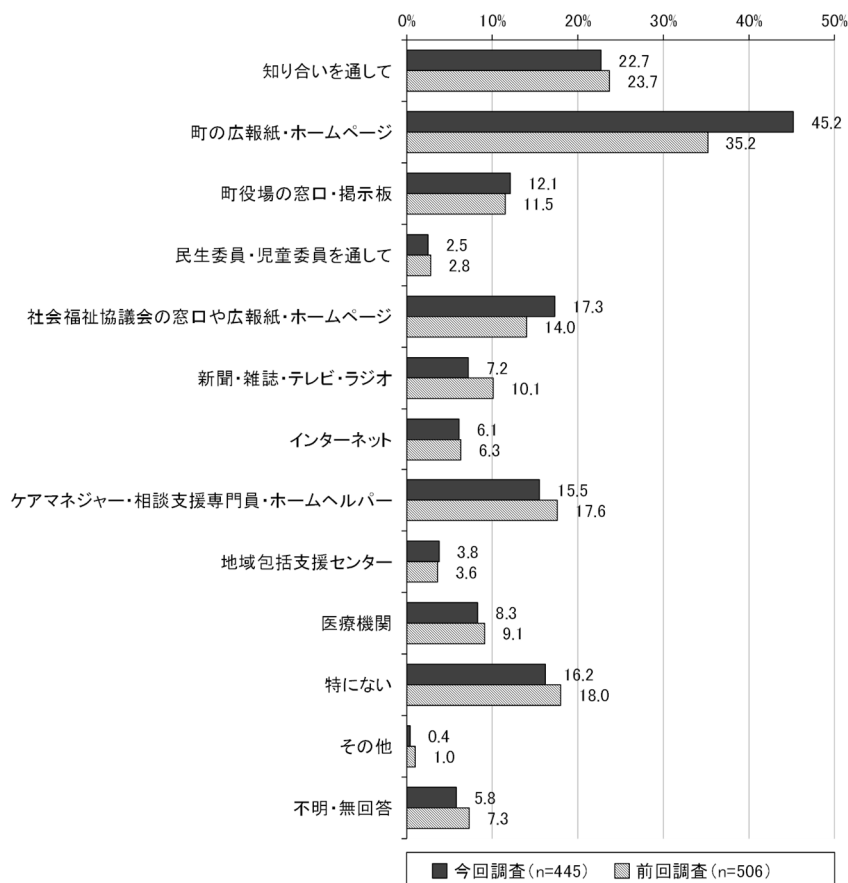
福祉サービスを利用するにあたって、不都合や不満を感じた経験については、「不都合や不満を感じたことはない」が41.4%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が22.1%となっています。前回調査と比較すると、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が5.9ポイント増加し、「窓口の対応が悪かった」が3.0ポイント減少しています。

■福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり、不満に思ったりしたことはありますか



福祉サービスに関する情報の入手方法については、「町の広報紙・ホームページ」が45.2%と最も高く、次いで「知り合いを通して」が22.7%となっています。前回調査と比較すると、「町の広報紙・ホームページ」が10.0ポイント増加しています。

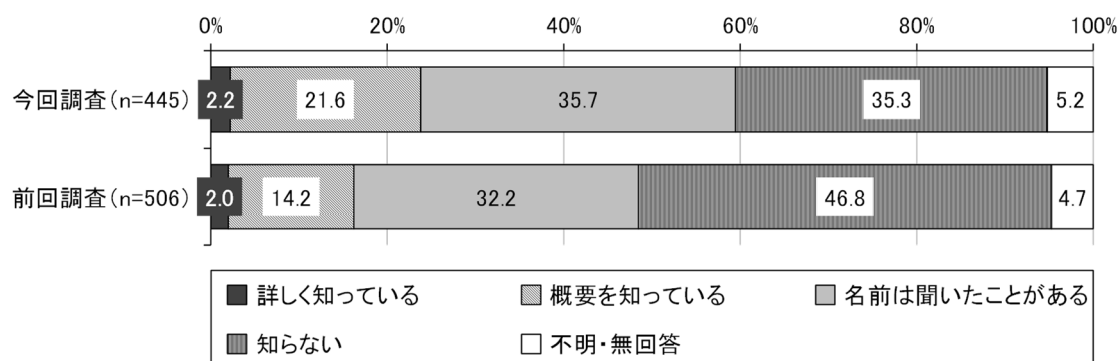
■福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか



⑬生活困窮者自立支援制度について

「名前は聞いたことがある」が35.7%と最も高く、次いで「知らない」が35.3%となっています。前回調査と比較すると、「概要を知っている」が7.4ポイント増加し、「知らない」が11.5ポイント減少しています。

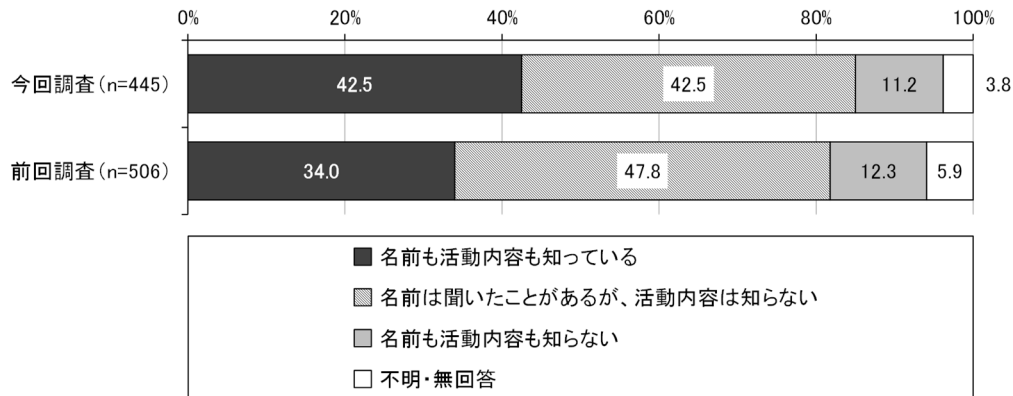
■「生活困窮者自立支援制度」について知っていますか



⑭社会福祉協議会について

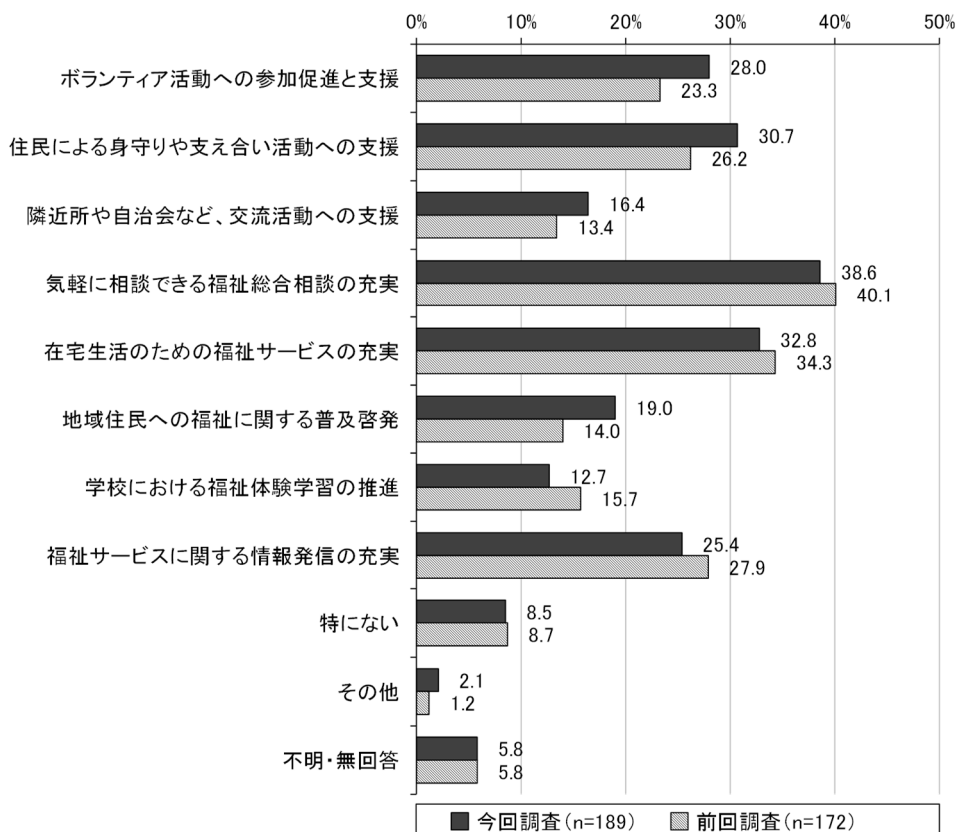
社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動内容も知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」がそれぞれ 42.5%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知らない」が 11.2%となっています。前回調査と比較すると、「名前も活動内容も知っている」が 8.5 ポイント増加し、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」は 5.3 ポイント減少しています。

■地域の福祉推進を図るために諸活動を行っている社会福祉協議会という組織を知っていますか



今後充実してほしい社会福祉協議会の活動・支援については、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 38.6%と最も高く、次いで「在宅生活のための福祉サービスの充実」が 32.8%となっています。前回調査と比較すると、「地域住民への福祉に関する普及啓発」が 5.0 ポイント増加し、「学校における福祉体験学習の推進」が 3.0 ポイント減少しています。

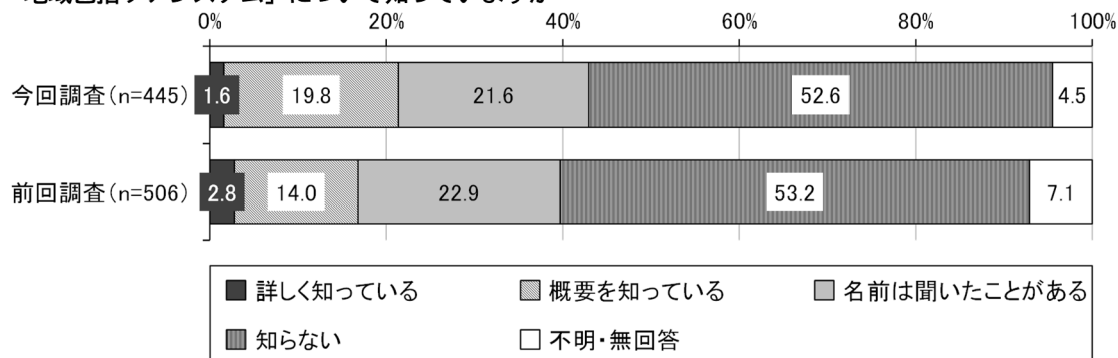
■社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものはどれですか



⑮地域における支え合いについて

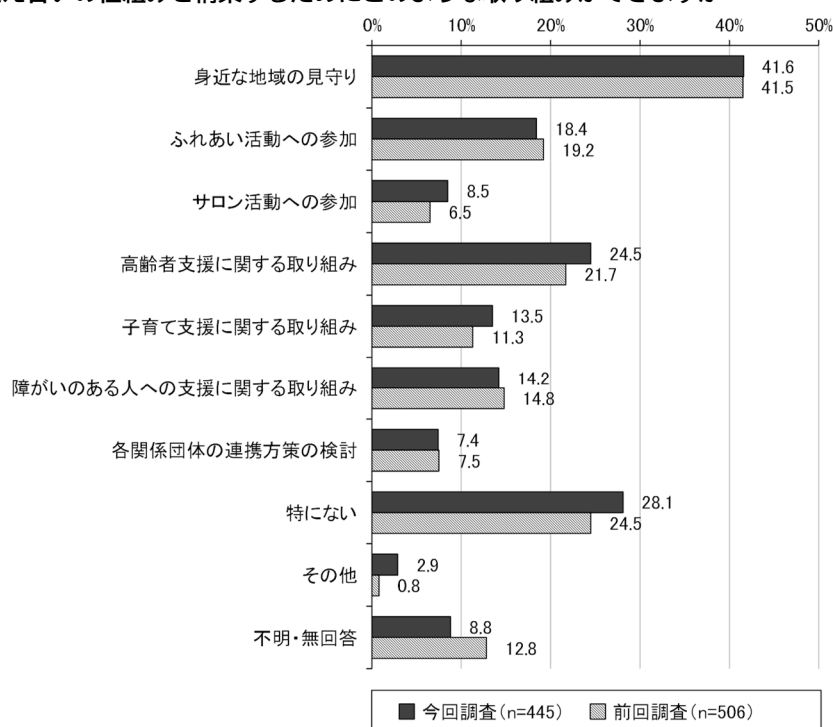
地域包括ケアシステムの認知度については、「知らない」が52.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがある」が21.6%となっています。前回調査と比較すると、「概要を知っている」が5.8ポイント増加しています。

■「地域包括ケアシステム」について知っていますか



地域における支え合いの仕組みの構築に向けて取り組めることについては、「身近な地域の見守り」が41.6%と最も高く、次いで「特にない」が28.1%となっています。前回調査と比較して大きな変化はみられません。

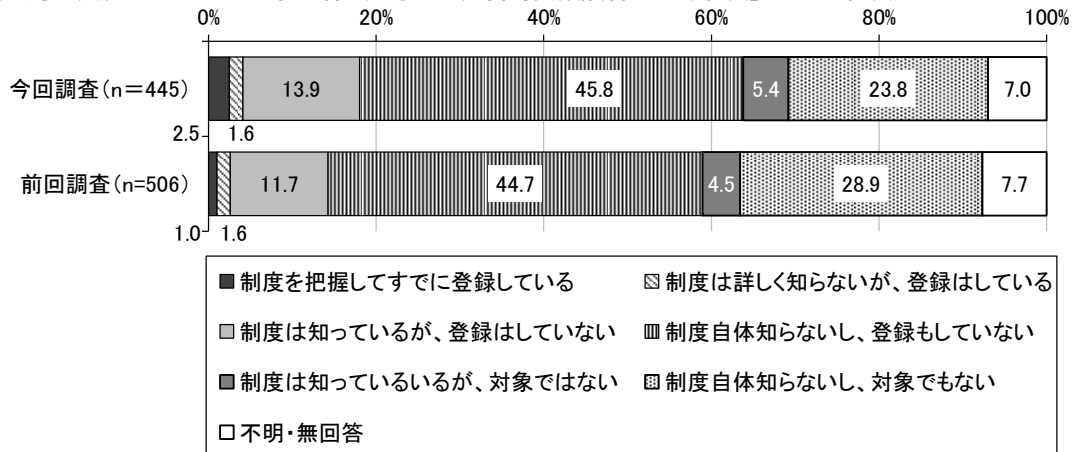
■地域における支え合いの仕組みを構築するためにどのような取り組みができますか



⑯防災・災害対応について

日常生活の見守り・災害時要援護者の登録制度の認知度については、「制度自体知らないし、登録もしていない」が45.8%と最も高く、次いで「制度自体知らないし、対象でもない」が23.8%となっています。前回調査と比較すると、「制度自体知らないし、対象でもない」が5.1ポイント減少しています。

■湯浅町が実施している「日常生活の見守り・災害時要援護者の登録制度」をどの程度知っていますか



地域の防災活動に参加している人の割合は、「はい（参加している）」が22.7%、「いいえ（参加していない）」が69.2%となっています。前回調査と比較して大きな変化はみられません。

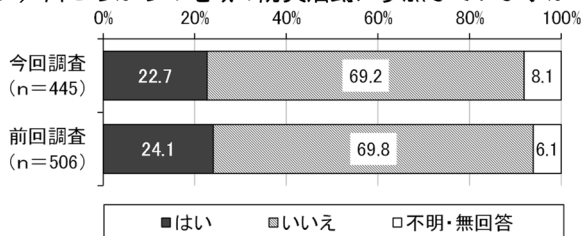
避難場所を知っている割合は、「はい（知っている）」が80.9%、「いいえ（知らない）」が12.8%となっています。前回調査と比較すると、「はい（知っている）」が6.1ポイント減少しています。

隣近所で避難の手助けが必要な人を知っている割合は、「はい（知っている）」が22.7%、「いいえ（知らない）」が69.4%となっています。前回調査と比較すると、「いいえ（できない）」が5.3ポイント減少しています。

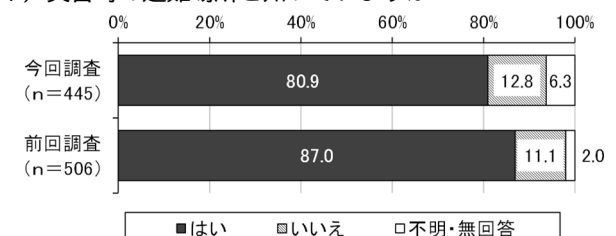
高齢者や障がいのある人に対し、避難の手助けができる割合は、「はい（できる）」が41.8%、「いいえ（できない）」が50.6%となっています。前回調査と比較して大きな変化はみられません。

■防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について（抜粋）

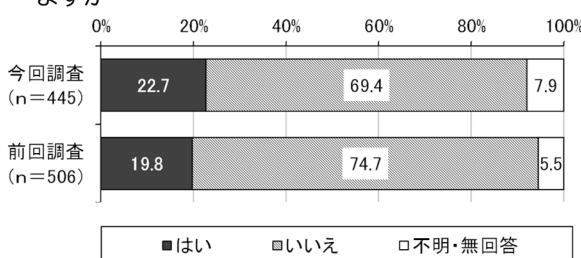
ア) 日ごろからの地域の防災活動に参加していますか



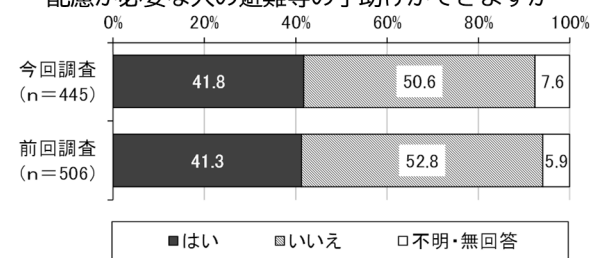
イ) 災害時の避難場所を知っていますか



ウ) 隣近所で、自力で避難が困難と思われる人を知っていますか



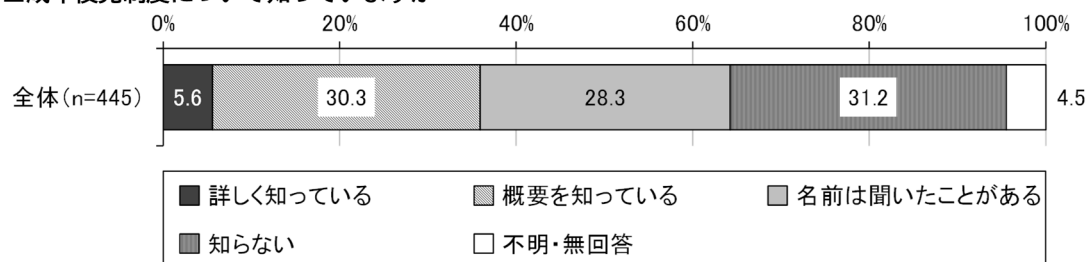
エ) 災害などの緊急時に、高齢者や障がいのある人など、配慮が必要な人の避難等の手助けができますか



⑰成年後見制度について

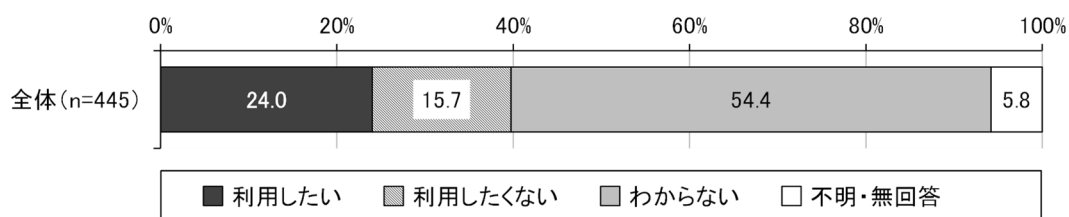
成年後見制度の認知度については、「知らない」が31.2%と最も高く、次いで「概要を知っている」が30.3%となっています。

■成年後見制度について知っていますか



将来的に判断能力が不十分になった場合、「成年後見制度」を利用したいと思うかについては、「わからない」が54.4%と最も高く、次いで「利用したい」が24.0%、となっています。

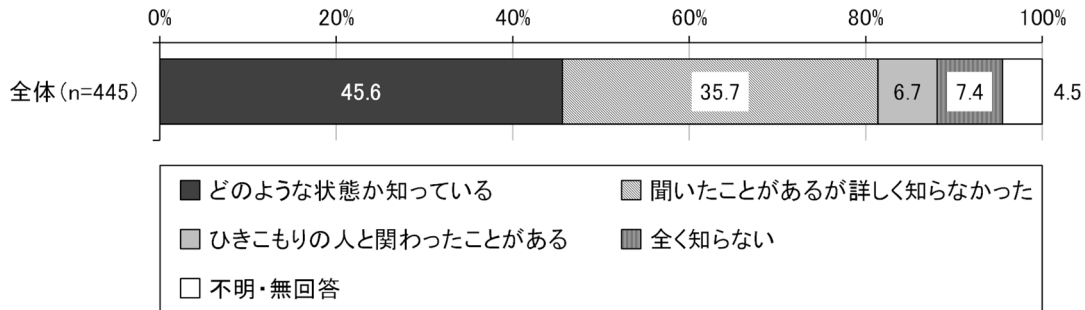
■将来的に判断能力が不十分になった場合、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。



⑮ひきこもりについて

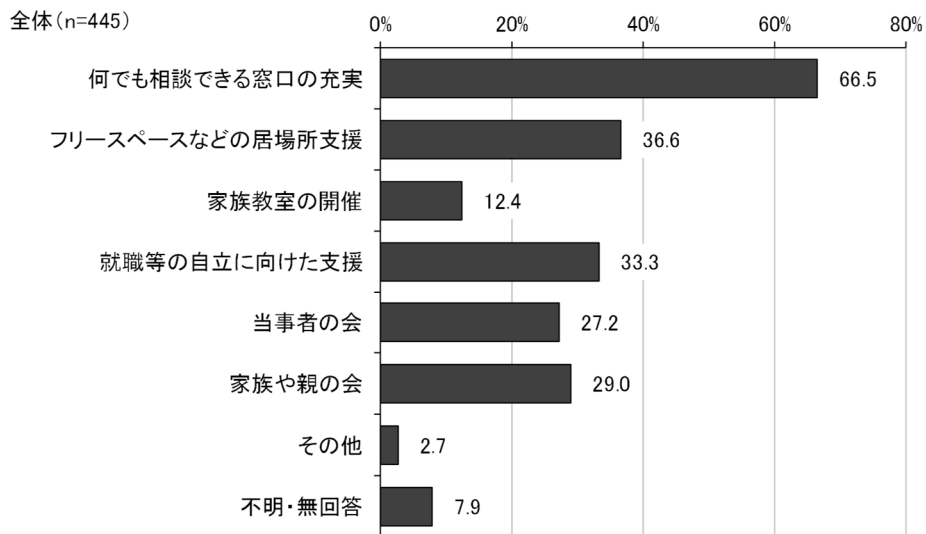
ひきこもりの認知度については、「どのような状態か知っている」が45.6%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが詳しく知らなかった」が35.7%となっています。

■ひきこもりについて知っていますか



ひきこもりの方やその家族に対する必要な支援については、「何でも相談できる窓口の充実」が66.5%と最も高く、次いで「フリースペースなどの居場所支援」が36.6%となっています。

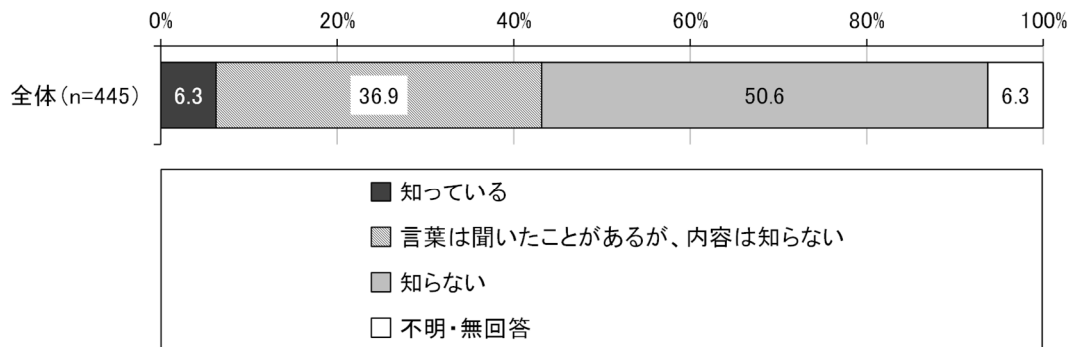
■ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか



⑨再犯防止について

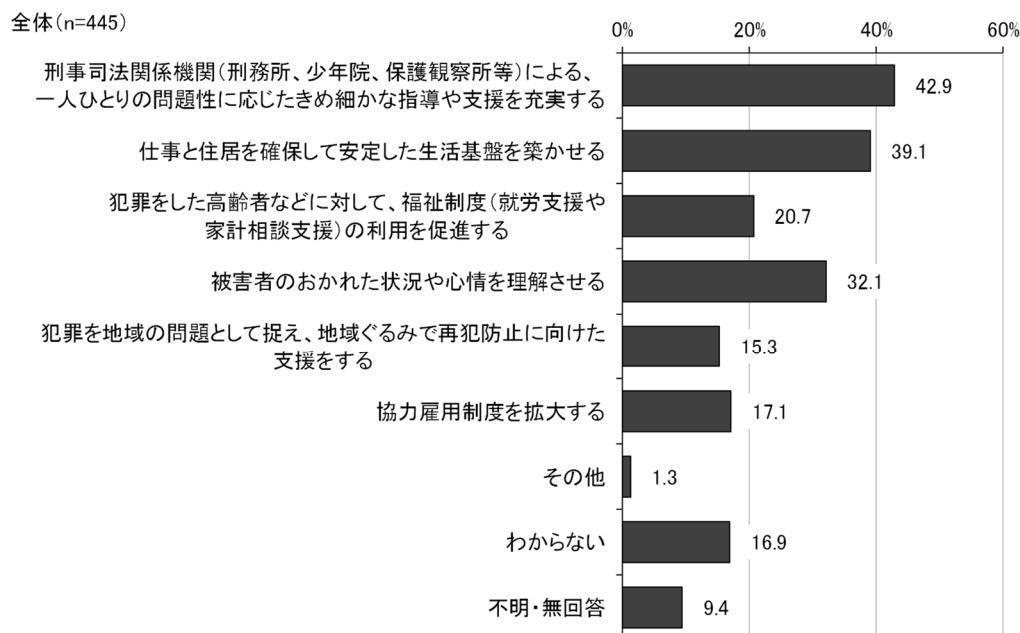
「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の認知度については、「知らない」が50.6%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.9%となっています。

■国は平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」を施行し、再犯防止を推進していることを知っていますか



再犯防止のために具体的に必要なことについては、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による、一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導や支援を充実する」が42.9%と最も高く、次いで「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が39.1%となっています。

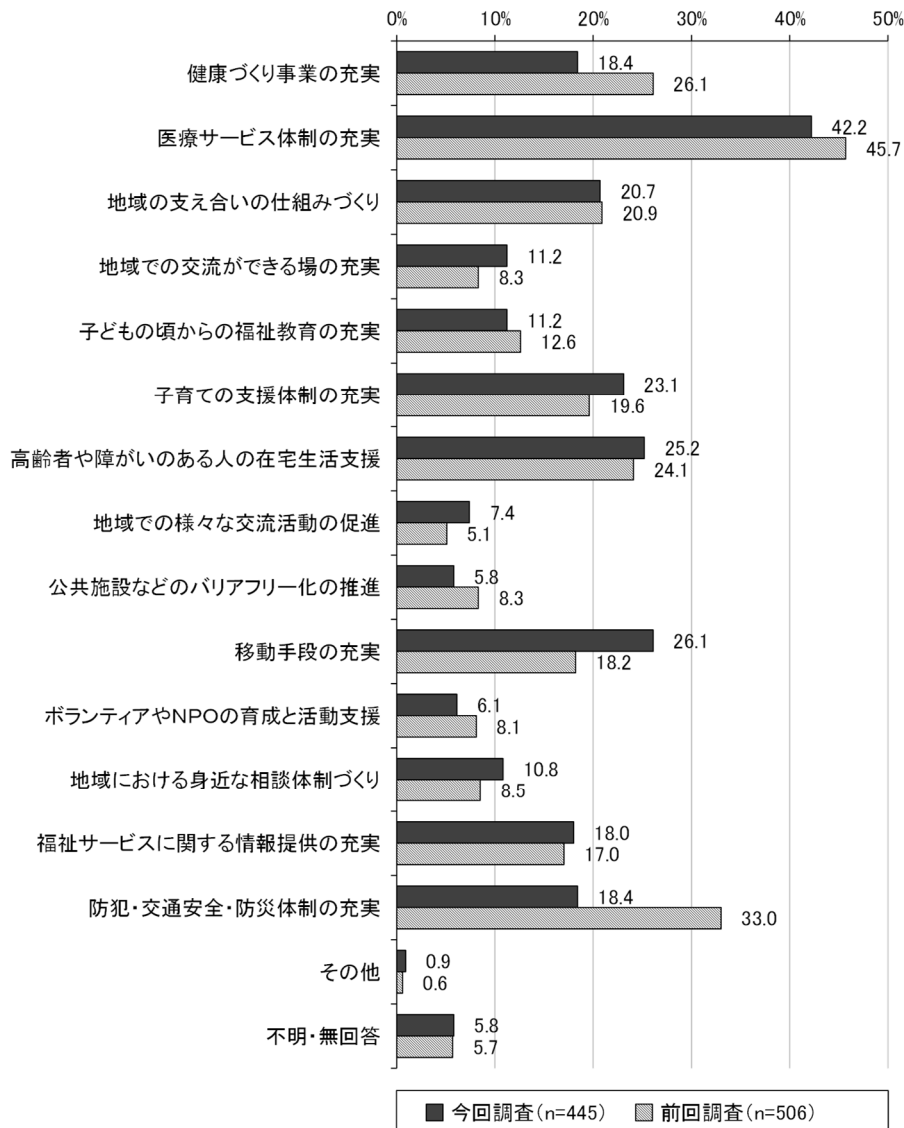
■再犯防止のために具体的にどのようなことが必要だと思いますか



②湯浅町の地域福祉施策について

地域福祉を進めるために町が取り組んでいくべき施策については、「医療サービス体制の充実」が42.2%と最も高く、次いで「移動手段の充実」が26.1%となっています。前回調査と比較すると、「移動手段の充実」が7.9ポイント増加し、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が14.6ポイント減少しています。

■今後、地域福祉を進めるため、湯浅町はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか



3 中学生ワークショップのまとめ

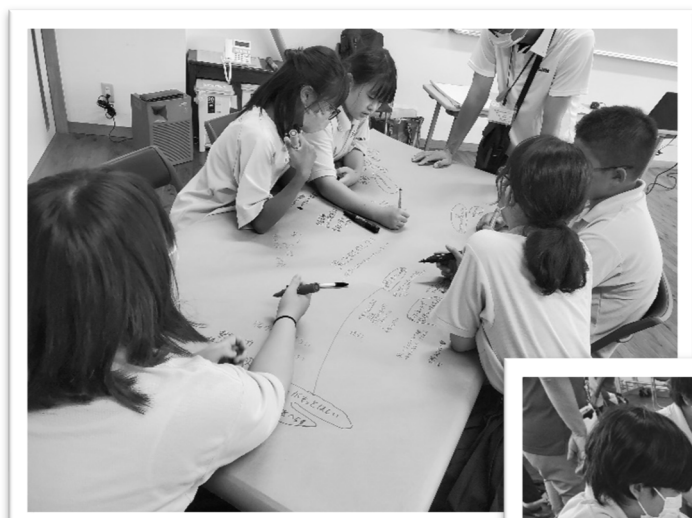
(1) ワークショップの概要

①実施目的

本町の将来を担う子どもたちが、ボランティア活動、高齢者とのふれあい、防災学習等を通じて感じたことを振り返り、本町の将来や福祉について自分たちがどんなことができるのかを話し合い、子どもたちの考えを地域福祉計画に反映するため、中学生ワークショップを実施しました。

②実施方法

- ・開催場所 : 湯浅中学校
- ・参加者数 : 27 人※社会福祉協議会の夏のボランティア体験学習に参加した中学生
- ・開催日時 : 令和5年9月27日(水) 午後4時～5時
- ・実施テーマ:「みんなで語ろう! 理想の湯浅町実現のために、自分たちにできること」
- ・実施手法 : 変則的な「ワールド・カフェ」による語り合いワークショップ



(2) ワークショップの内容 ※一部抜粋

語り合った意見はまとめシートに記入していただき、全体で共有しました。

まとめシートには、「みんなで語ろう！理想の湯浅町実現のために、自分たちにできること」のテーマに基づき、「湯浅町のミライ ～理想のふだんのくらしのしあわせの姿～」 「自分ができること」 「みんなでできること」について、意見をいただきました。

①湯浅町のミライ ～理想のふだんのくらしのしあわせの姿～

- バリアフリー（→施設が階段だけではなく坂で上りやすく）
- 誰でも安全に、そして幸せに暮らせる町
- 環境に優しい町
- 子育てに良い町
- 少子高齢化しない町
- 災害での被害を少なくする
- 誰かが困ったことがあったら、相談できる 等

②自分ができること

- どんな人でも困っていたりしたら、すぐに声をかけてあげたりする
- ポイ捨てしない
- 積極的にボランティアに参加する
- 一つ一つの言葉に注意する
- 話し相手になって、安心させる
- 地域で開催される行事などに参加する 等

③みんなでできること

- 防災バッグなど、日々の防災対策を強める
- 災害がおきた後の避難所などでは、役割分担などをして、助け合いする
- 障がい者が大勢いる時にあいさつや困っている人を助けてあげる
- 人（動物）の差別をしない
- 自然を大事にする
- お年寄りにやさしい町
- 4合う（支え合う、助け合う、気遣い合う、注意し合う） 等

4 団体ヒアリング調査からみる本町の状況

(1) 団体ヒアリング調査の概要

①調査目的

本町の地域福祉活動に従事している組織・団体等の現状や今後の意向、活動を通じて感じる本町の地域福祉の現状や今後の課題等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

②調査方法

- ・調査対象 : 湯浅町の地域福祉に関わる 19 団体
- ・調査期間 : 令和5年9月～10月
- ・調査方法 : ヒアリングシートの配布・回収

調査対象団体	・有田圏域障害児者相談支援事業所ゆい (社会福祉法人和歌山県福祉事業団) ・介護老人保健施設ライフケア有田 ・社会福祉法人有田つくし福祉会 ・社会福祉法人ひまわり福祉会 ・社会福祉法人平成福祉会 ・社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会 ・湯浅町子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」 ・湯浅町子育て世代包括支援センター ・湯浅町区長連絡協議会 ・湯浅町自主防災組織(湯浅町防災担当) ・湯浅町障がい児者父母の会 ・湯浅町人権尊重委員会 ・湯浅町身体障がい者福祉協議会 ・湯浅町地域子育て支援センター ・湯浅町地域包括支援センター ・湯浅町母子福祉連合会 ・湯浅町ボランティア推進協議会 ・湯浅町民生児童委員協議会 ・湯浅町老人クラブ連合会
--------	--

※順不同、敬称略

(2) 団体ヒアリング結果のまとめ ※一部抜粋

①活動の中で、地域での支え合いや助け合いに貢献できていることや活動の成果

- 津波避難訓練に参加し、地域の防災力強化に貢献
- 困りごとへの相談や必要と思われるサービス等の情報提供の実施
- 子どものいる家庭の見守り、子育て情報の提供、相談等の実施
- 障がいな理由とする差別をなくす条例の啓発の実施
- 生きがい対策事業を通じた会員の健康、生きがい、仲間づくりの推進
- ボランティア活動の推進
- 朝の挨拶、声かけ運動の実施
- 園庭開放の実施
- 役場内に各地区担当職員を配置
- 歩行訓練等各種行事の実施
- 生活困窮者の相談支援の実施 等

②活動の中で感じられる課題や問題点

【団体としての課題・問題点】

- 高齢化及び参加者の固定化
- 参加者（新規・既存ともに）の減少、若い世代の参加の減少
- 地域や住民ニーズ、社会資源の把握が不十分
- 専門的な知識が必要となるケースの増加
- サービス希望者を受け入れるための従業員の確保が困難
- 活動のマンネリ化
- コロナ禍による活動の停滞
- 仕事をしている世代の参加 等

【地域の課題・問題点】

- 地域全体の少子高齢化
- 8050問題や虐待発生の増加
- 障がいのある人への偏見、正しい理解の不足
- 子育てに不安を抱いている親の増加
- 地域の子ども同士遊びの減少やつながりの希薄化
- 世代間交流の減少
- 独居や高齢者世帯の増加
- 移動支援の不足
- 地域コミュニティの希薄化
- 社会から孤立する家庭の増加 等

③今後の活動で取り組んでいきたいこと

- 近隣区合同での独自訓練（防災）の開催
- 有田地域における相談支援体制の抜本的な見直しと整備
- 町民に対する団体活動の周知
- 次世代を担うリーダーの育成
- 地域住民や子育て親子の交流の場となるイベントの開催
- 啓発に関する工夫
- 保護者世代の若い人の考え方などの意見を聞く機会の創出
- 若い世代や男性等に興味を持ってもらえる活動
- 身守り活動（訪問活動や地域での声かけ）の推進
- 「grow with」（子育て世代に対する生活支援事業）の周知や広報活動を町全体で実施
- 地域の住民同士のきずなを大切にしたい取り組み 等

④ひきこもりの把握に関して取り組まれていることや実施している支援

【町内におけるひきこもりの状況把握】

- 8050 事象等を把握し、虐待の有無の調査を行っている
- 見守り活動の中で気になる人がいれば、役場と情報共有している
- 行政等から相談があれば依託相談支援事業所と連携して対応している
- 行政や関係機関、当事者家族からの連絡により対応している
- 長年ひきこもっている人に訪問介護サービスを提供している
- NPO 団体、関係機関、行政とで定期的な情報交換を行っている 等

【ひきこもりに関する相談があった場合の対応】

- 心配ごとと相談を通じて福祉総合相談に応じている
- 困難ケースの場合は、生活困窮者自立支援会議にて協議している
- 本人の同意のもと、相談内容を役場に伝え、行政等の支援につなげている
- 保健師との相談の上、訪問を行っている
- 必要に応じて個別ケース対応を行っている 等

【実施している支援や相談方法】

- 安心・安全ネットワーク協議会にて、事例の課題解決に向けた検討を行っている
- 臨床心理士によるカウンセリングを実施している
- 電話相談、来訪相談を実施している
- 事例に応じて、行政や関係機関と連携し対応している 等

【支援や相談の際、課題だと感じられること】

- 8050 やひきこもりは何か問題が発生するまで表面化しづらく、事前の把握が困難であり、実数把握ができない
- ご本人と家族の方の意志が違う時がある
- 年齢が上がると家族よりも、本人の理解を得ることが難しい
- 支援者側のマンパワー不足により中長期的な支援関係の維持が難しい
- 面会を拒否された場合は、本人の様子がわからず、思いを聞き出すことも出来ない
- 本人自身の気持ちが強く、他者の意見を受け入れにくい 等

【課題や問題点の解決に向けて、今後取り組んでいきたいこと】

- 民生児童委員協議会・自治会と連携する
- ひきこもりの状態にある人の社会参加を促す環境づくりに努める
- 町民に対して、見守り活動などの民生委員活動についての周知を行う
- 関係機関との連携による円滑な支援
- 相談しやすい環境・雰囲気づくり 等

⑤計画が住民に周知され、地域での支え合いが積極的に行われるために必要な取り組み
【地域の団体や関係機関ができること】

- 区長連絡協議会を対象に研修会を開催する
- 地域での支え合い、助け合い活動の重要性を周知する
- 行政と協力し、障がいのある人への正しい理解が進むよう啓発活動を実施する
- 地域の課題や自分たちが抱える課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行う
- 組織の活動状況などを広く町民に周知し、協力を呼びかける
- 訪問時に、困りごとや心配ごとなどあれば声をかけてもらうように伝える
- 独自に活動されている個人やグループの把握や連携を行う
- 支え合いとなるような（他人事と思わせない）環境づくりや事業展開を推進する
- 社会資源の発掘や開発を行う
- 様々な視点や方向から住民へのアプローチを行う 等

【住民ができること】

- 地域の実情を知り、課題を自分ごととして捉え、解決に取り組む
- 地域をよくするために、みんなができる範囲で協力して取り組む
- 自主防災や防犯活動などに積極的に参加する
- 地域で開催されるイベントや行事に参加し、近隣住民とのつながりを持つ
- 住民同士が声かけを行い、一人ひとりが意識する
- 回覧板などで町からのお知らせを確認する
- 周りの人に目を向け、他者に関心を持つことで、信頼や規範、ネットワークなど地域コミュニティにおける相互関係や結びつきを強める
- 互いに楽しみ、知り合えるような地域の親睦会などを開催する 等

【行政がすべきこと】

- 地域の活動を支援する補助金の創設
- すべての町民が自分達で地域の課題に取り組むという意識づくりのための啓発活動
- 地域福祉を学ぶ機会や身近に感じられるような機会づくり（研修会やイベント）
- 福祉制度や事業案内のわかりやすい情報発信の推進
- 障がいのある人に対する正しい理解推進のための啓発活動
- 行政 OB などへの協力の要請
- 各団体への支援や協力の推進
- 地域課題の把握と個人ニーズに配慮した支援の実施
- 子どもたちへの福祉教育の取り組み
- 誰もが関心を持って読むことができる計画冊子の作成 等

計画の進捗状況の把握のため、庁内関係各課にヒアリングを行い、基本目標、取り組みの方向性ごとに状況をとりまとめました。 ※一部抜粋

基本目標１ 支え合う人を育むまちづくり

取り組みの方向性	福祉・人権意識の向上、学習機会の充実
取り組み状況	
■人権啓発映画上映会、町内 22 会場での町民人権学習会を実施しました。 ■「広報ゆあさ」に、人権啓発、障がい者用等駐車区画適正利用、障がい者に対する合理的配慮、高齢者虐待、認知症の正しい理解についての啓発記事を掲載しました。 ■人権尊重委員会と協力し、イベントや人権啓発週間等において、人権についての街頭啓発を実施しました。 ■身体障がい者福祉協議会と協力し、障がい者用等駐車区画適正利用の街頭啓発を実施しました。 ■町内小中学校の児童生徒に対し、授業を通して福祉や人権に関する教育を推進し、保護者に対しても授業参観等で啓発活動を行いました。 ■人権擁護委員と連携し、小学校において人権教室を実施しました。 等	

取り組みの方向性	地域福祉の担い手づくり
取り組み状況	
■地域の NPO 団体と連携し、地域住民による地域課題の把握・解決のための相談事業を実施しました。 ■安心・安全ネットワーク協議会と協力し、認知症や高齢者虐待についての啓発活動を実施しました。 ■庁内関係課が連携し、地域の清掃活動等をはじめとしたボランティア活動を定期的の実施しました。 ■ボランティア推進協議会との連携により、ボランティア活動の充実を図りました。 ■地域で活動する各種福祉団体に対し、研修会等による人材育成や活動支援を行いました。 ■社会福祉協議会と連携のもと、小学生 5 年生を対象に、認知症サポーター養成講座や障がい者福祉、地域福祉についての福祉学習を実施しました。 ■若者に対する結婚、住まい、子育て、仕事等の支援施策により、将来、地域福祉の担い手となる若い世代の定住促進を図りました。 ■本計画策定に係るワークショップを町内の中学生を対象に実施し、湯浅町の将来像について考えました。 等	

基本目標2 安心安全、自分らしく暮らせるまちづくり

取り組みの方向性	相談支援体制・情報提供の充実
取り組み状況	
■「広報ゆあさ」にて、人権、福祉に関する相談窓口の周知を行いました。 ■子育て情報誌「すまいる」の配布のために子育て家庭を訪問し、子育て情報の提供、子育て相談、見守り活動等を実施しました。 ■身近で気軽な相談支援の推進のため、NPO 団体や福祉団体が運営するサロンや子ども食堂等の活動支援を行いました。 ■イベント案内や周知啓発の方法として、広報誌やホームページの他、SNSや庁舎内に設置したデジタルサイネージによる情報発信を行いました。 等	

取り組みの方向性	一人ひとりの人権を守る取り組みの推進
取り組み状況	
■「湯浅町人権を大切にすまちづくり条例」、「湯浅町障がい理由とする差別をなくす条例」、「湯浅町部落差別をなくす条例」の啓発記事を「広報ゆあさ」に掲載しました。 ■人権啓発映画上映会や町民人権学習会等、あらゆる機会において人権尊重委員会等と連携し啓発活動を行いました。 ■町民人権学習会や人権尊重委員会研修会への参加、庁内研修の実施、インターネット差別書込みモニタリングの実施により町職員の人権意識の向上に取り組みました。 ■福祉事業の従事者が参加する地域ケア会議において、高齢者虐待研修を実施し、虐待発見時の通報義務や養護者の支援等について周知啓発を行いました。 ■権利擁護事業や成年後見制度について広報誌等で周知するとともに、利用が困難な人でも円滑に利用できるよう、利用手続きの支援を行いました。 等	

取り組みの方向性	地域の安全体制の整備
取り組み状況	
■個別訪問により災害時要援護者の把握と登録名簿の更新を行い、庁内防災担当や支援機関と情報共有を行いました。 ■自治会や自主防災組織等と連携し、地震・津波避難訓練を実施しました。 ■自主防災組織への働きかけにより、災害時に地域で要援護者を支援するルールづくりを推進しました。 ■地域福祉センターを高台に移転し、災害時の避難所機能を有する整備を行いました。 ■津波避難ビルを兼ねる駅前複合施設の整備を行いました。 ■消費者被害や特殊詐欺の被害を防ぐために、社会福祉協議会、警察署、安心安全ネットワークと連携し、講座の開催や注意喚起のチラシの配布等の啓発を行いました。 等	

取り組みの方向性	自立を支える支援の推進
取り組み状況	
■障がいのある人や要介護者の在宅生活支援のため、介護保険サービスや障がい福祉サービスの他、外出支援、在宅介護家族支援事業を実施しました。 ■障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、有田圏域で連携し、就労支援や相談支援体制の充実を図りました。 ■民生委員、社会福祉協議会、地域のNPO 団体等と連携し、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援事業等の生活支援につなげました。 ■有田圏域で策定した自殺対策計画をもとに、ゲートキーパー養成講座の開催等で自殺予防に向けた支援体制の強化を図りました。 ■公共施設の整備にあたり、障がい者団体や老人クラブ等からの意見を反映し、バリアフリー化を推進しました。 等	

基本目標3 みんながつながるまちづくり

取り組みの方向性	地域と人とのつながりの推進
取り組み状況	
■世代や地域を超えた交流促進を図るため、社会福祉協議会や地域のNPO 団体が実施する交流イベント等の活動を支援しました。 ■地域おこし協力隊の活動として、カフェの運営やイベントを開催することにより、集いの場を創出し、地域コミュニティの強化につなげました。 ■生活支援コーディネーターと連携し、地域のサロン等の活動を支援することで、集いの場の充実を図りました。 ■未就園児を対象に「すくすくひろば」や「なかよしひろば」を定期的を開催し、子育て世代の交流の場の充実を図りました。 ■民生委員や社会福祉協議会等と連携し、一人暮らし高齢者の見守り活動を行いました。 等	

取り組みの方向性	地域における支え合いの推進
取り組み状況	
■住民相互の支え合いの活動を推進するため、地域のNPO 団体、老人クラブ、地域子ども会の活動に対して支援を行いました。 ■地域のつながりや地域活動の推進のため、地域ぐるみのイベントの支援を行いました。 ■生活支援コーディネーターを配置し、集いの場づくり、コーディネート業務、地域の顔が見える関係づくりを行いました。 ■地域で課題を抱える人の包括的な支援のため、庁内関係課や関係機関等と定期的に情報共有を行い、協働で見守り訪問を実施しました。 等	

（１）地域福祉に対する意識の醸成

近年、地域のつながりの希薄化が問題視されており、アンケート調査でも「会えばあいさつする程度の付き合いである」と答えた方が減っており、付き合いの希薄化が見られます。また、団体ヒアリングでも少子高齢化や空き地の増加によって、地域のつながりの希薄化を感じている団体が多くなっています。

地域での助け合いや支え合いを進めていくためにも、地域における住民同士のつながりづくりや、福祉意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

（２）地域福祉活動の担い手育成

本町では自治会や団体などが地域において様々な活動を実施していますが、人口減少や高齢化の進行により、地域福祉活動の担い手の減少や高齢化が問題となっています。

アンケート調査では、地域活動・ボランティア活動をしたことがない人が前回から減っているものの、前回と同様に約６割の方が「ない」と答えています。また、団体ヒアリングでも活動の担い手や後継者の問題を感じている団体が見受けられます。

地域福祉活動の新たな担い手の育成を行っていくためには、地域の状況や年齢層に応じた情報発信などにより、これからの地域を担う人材が積極的に地域活動に参加していくための支援に取り組んでいく必要があります。

（３）包括的な支援体制の構築

近年、少子高齢化による高齢者世帯・単身者世帯の増加や、介護と育児の両方を行う「ダブルケア」の問題や 8050 問題、ひきこもりなど、様々な分野の課題が複合し、生活課題が多様化・複雑化しています。

本町でも、少子高齢化や高齢者世帯が増加していることや団体ヒアリングでは 8050 問題の増加や新型コロナウイルス感染症の影響によって生活困窮世帯が増加しており、支援困難な事例が多くなっているといった課題があがっています。

地域における多様なニーズに対応するために、地域の実情に応じ、児童・高齢・障がいの各分野を超えて、身近な地域で複合的な課題を『丸ごと』受け止める場として、福祉・保健・医療・権利擁護・雇用・就労・産業・教育・住まいなど、多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

(4) 安心・安全に暮らせる地域づくり

様々な生活課題や福祉ニーズの発生、高齢化に伴い、福祉サービスの需要が高まっています。本町においても高齢者世帯の増加や災害時要援護者が増加しており、支援を必要とする人に適切な福祉サービスを提供できる体制を強化していく必要があります。

アンケート調査では、地域福祉を進めるために行政が取り組んでいくべき施策として、「医療サービス体制の充実」が最も多くなっています。また、地域の組織や団体に期待する活動として、「緊急事態が起きた時の対応」が最も多くなっています。さらに「日常生活の見守り・災害時要援護者の登録制度」の認知度は約6割以上の方が制度自体を知らない状態です。

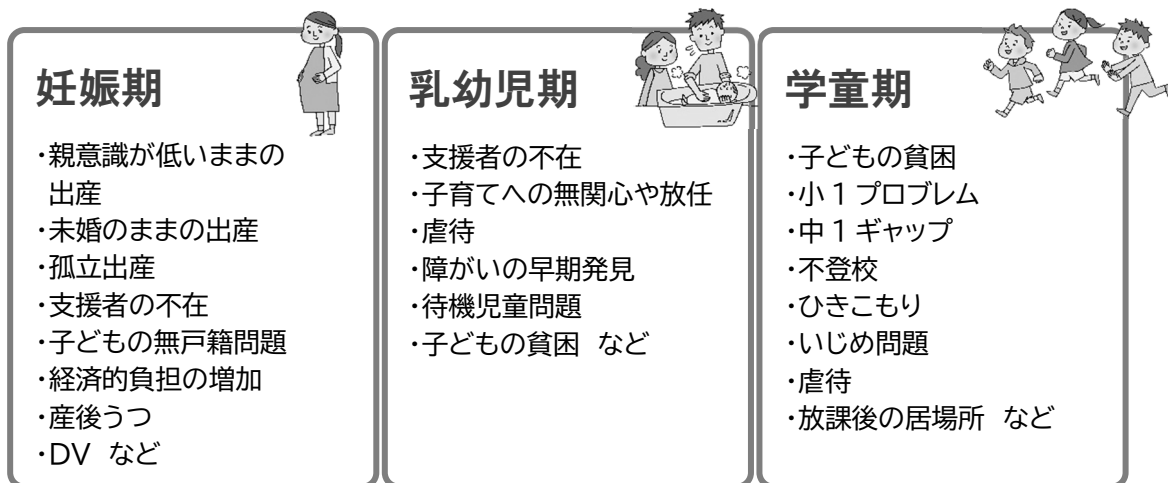
また、移動支援が不足していることにより、高齢者等の買い物や通院、集会への参加が困難になっているという課題が団体ヒアリングからあげられています。アンケート調査では、地域福祉を進めるために行政が取り組んでいくべき施策として「移動支援の充実」が前回調査より、割合が増えています。

福祉サービスや公的な支援を通して、平常時や緊急時問わず、安全・安心に生活を送ることができる体制づくりに取り組んでいくとともに、地域で支援を必要としている人を把握することができるよう、地域における日頃からの関係づくりが大切です。

7 ライフステージごとの「課題」や「問題」

これまで見てきたように、社会問題は時代とともに変化し、またその中で生まれる課題の内容や受け止め方は、性別、年齢、家族構成や国籍、暮らしの状況により様々であり、それぞれのライフステージによっても変化していきます。

■ライフステージ別の「課題」や「問題」



0

6

12(歳)

分野横断的な問題

貧困

・学習機会が限定され教育格差が生まれやすくなる など

孤立

・親との関係性、集団生活に適應できない など

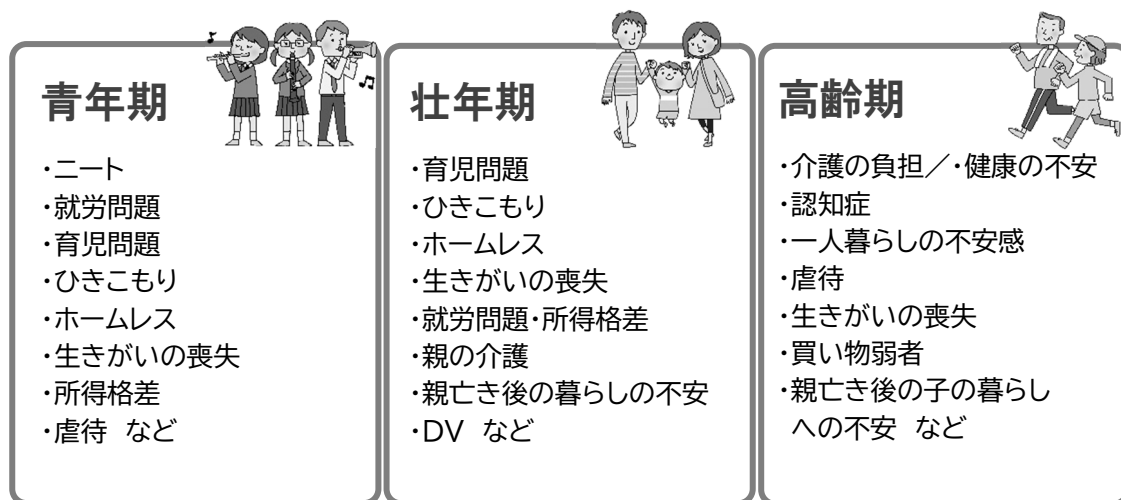
本計画で取り組むべき課題と問題

年代に関わらない課題や問題

見えにくく支援につながりにくい課題

- ・肉体的・精神的病気などにより、それまでの生活を維持できない
- ・配偶者や家族との死別・離別などの突然の環境変化に対応できない
- ・転居によりそれまでの人間関係が途切れ、孤立してしまう
- ・長期のひきこもりなどで社会経験のないまま生活維持ができなくなる
- ・本人が課題を整理できていないことや制度を知らない など

この図は、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。



18 25 40 65 (歳)

貧困 ・活動の範囲が限定される ・選択肢が少ない など

孤立 ・地域との関わりの減少 ・経済的負担、他者との人間関係のトラブル ・8050問題など

孤立 ・一人暮らしの不安感、生きがいの喪失 など

障がいのある人についての課題	その他の課題
・障がいのある人への理解不足 ・雇用や就労 ・特性に沿った支援 ・多様なニーズ ・社会的なバリアフリー化 ・地域生活への支援 など	・国籍による差別 ・LGBTQ+※などへの理解不足 ・労働の不平等待遇 ・在日問題 ・福祉的支援 など

※LGBTQ+:「L」はレズビアン(女性の同性愛者)、「G」はゲイ(男性の同性愛者)、「B」はバイセクシュアル(両性愛者)、「T」はトランスジェンダー(心と身体の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人)、「Q」はクエスチョニング(自分自身の性を決められない、分らない、定まっていない、または決めない人)／クィア(性的指向や性自認が非典型の人全般)の頭文字、「+」はそれ以外の性のあり方を包括している。

～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～

気づき合い 分かち合い 支え合う 湯浅町

本町では第3期計画において、「～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～気づき合い 分かち合い 支え合う 湯浅町」を基本理念に、地域に住む人が安心・安全に自分らしく暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域福祉活動に従事している組織・団体、町内会など、地域に関わるすべての人が協力してお互いに気づき合い、分かち合い、支え合う地域福祉の形成を目指し、取り組んできました。

その間、地域福祉をめぐるのは、これまでの地域でのつながり希薄化等の課題だけでなく、全国的な少子高齢化の進行、8050問題、障がいのある人の高齢化、老老介護の問題、福祉活動の担い手不足など、課題の複雑化・多様化が進んでいます。

このような課題に対応するために、第4期計画となる本計画においても、「～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～ 気づき合い 分かち合い 支え合う 湯浅町」を引き続き基本理念として掲げ、これまで以上に地域における課題を発見し、それを町民、行政、福祉関係組織・団体が「我が事」として共有し、課題解決に向けて様々な支援を届け、地域として、気づき合い、分かち合い、支え合う仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、自分らしく暮らせる居場所があるまちづくりを目指し、地域福祉を推進します。

2 基本目標

本計画では、第3期計画をふまえて以下の3つの柱を基本目標として設定し、計画を推進します。

基本目標1 ともに地域を支え合うひとづくり

団体ヒアリングの結果、担い手不足を地域の課題としてあげている団体が多いことから、地域における福祉活動の推進にあたって、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。本町では主体的に地域へと参画する住民意識の醸成を図るとともに、地域活動が盛んなまちを目指して、ボランティアや地域活動団体・自治会といった、地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

基本目標2 誰もが安心・安全に住み続けたいまちづくり

アンケート調査の結果から、医療サービス体制の充実を求める声や団体ヒアリングの結果からは、8050 問題や虐待の発生が増加しているといった声があがっています。近年、課題や悩みが複雑化・多様化しており、解決するためには様々な支援が必要となっています。町内で支援を必要とする人を誰一人見逃さず、適切に支援が提供される体制の構築を図るため、各対象に対するサービス提供・環境整備、成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進、各安全対策の充実を図ります。

基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり

団体ヒアリングの結果から、地域の希薄化が課題としてあがっていることや、ワークショップからは「誰かが困ったことがあると相談できるまち」を望んでいる声もあがっています。地域福祉の推進には、地域の人同士のつながりや様々な世代、立場の人との交流による相互理解とつながりを深めることが大切です。交流の場づくりや地域活動への支援に取り組むとともに、包括的な相談支援体制整備、町民、関係機関・団体・行政等の連携により、地域全体でつながり、地域福祉を推進する地域力の向上を目指します。

基本理念

気づき合い
 分かち合い
 支え合う
 湯浅町

～みんなで幸せを育み、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち～

基本目標1 ともに地域を支え合うひとづくり

- (1) 福祉・人権意識の向上、学習機会の充実
- (2) 地域福祉の担い手づくり・活動団体の活性化

基本目標2 誰もが安心・安全に住み続けたいまちづくり

- (1) 生活支援の充実
- (2) 一人ひとりの人権を守る取り組みの推進
- (3) 地域の安全体制の整備

基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり

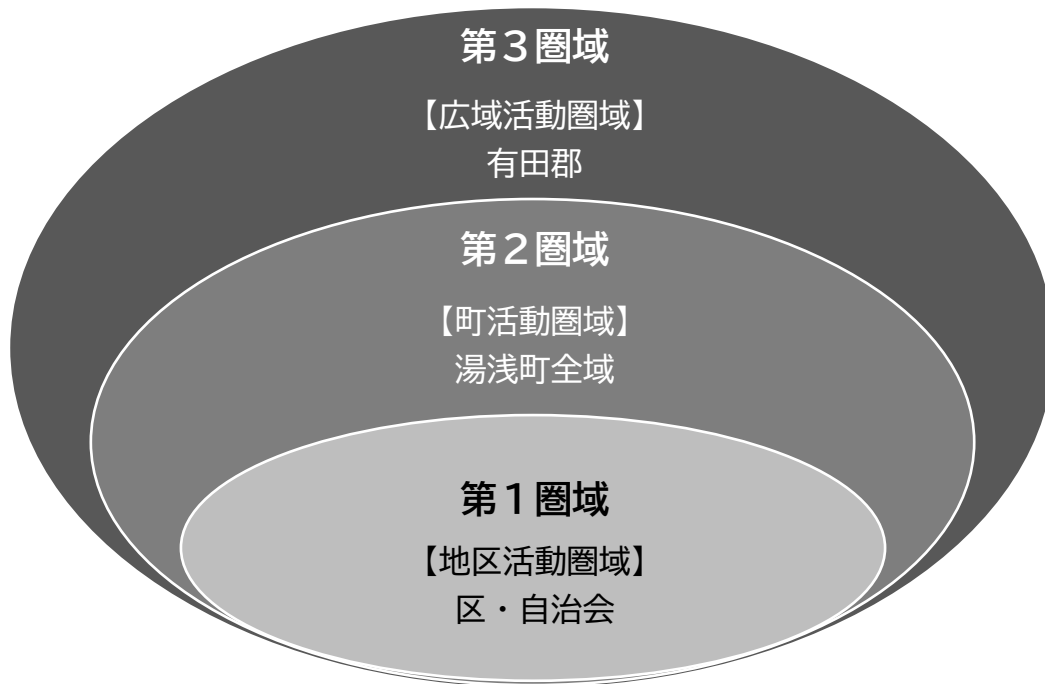
- (1) 地域と人とのつながりづくりの推進
- (2) 地域における支え合いの推進
- (3) 相談支援体制・情報提供の充実

4

福祉圏域の設定について

地域福祉の効果的な推進のためには、福祉活動や事業が効果的に展開できる地域の範囲を設定し、それぞれの地域において取り組みを進めていくことが重要です。この地域の範囲を「福祉圏域」と呼び、湯浅町においても、それぞれの役割に応じて、以下の福祉圏域を設定することとします。

■湯浅町「福祉圏域」のイメージ図



第1圏域

地域における支え合いにおいて、最も基礎的かつ住民に身近な活動圏域であり、「顔の見える関係づくり」を行いやすい利点を活かして、地区活動圏域と位置付けます。

第2圏域

地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、「地区活動圏域」が集約した圏域と位置付けます。

第3圏域

共通課題の解決に向け、行政区域を超えた広域的な対応を行うための圏域と位置付けます。

第4章

具体的な取り組み

1 基本目標1 ともに地域を支え合うひとづくり

(1) 福祉・人権意識の向上、学習機会の充実

住民一人ひとりの福祉・人権意識の向上を図るためには、様々な世代の人が福祉や人権について関心を持ち、正しく理解することが必要です。関係団体や行政は、地域課題や人権問題について学ぶことのできる機会を提供し、自主的な地域福祉活動を促すとともに、すべての人が安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成を目指します。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇地域福祉を自分事として捉えて考えます。 ◇福祉や人権に関する講座等に積極的に参加し、理解を深めます。 ◇福祉や人権について、世代や立場に関わらず話し合う場をつくり、議論、考えます。 ◇子どもを対象とする福祉教育について、保護者や地域も理解を深め、地域で助け合い・支え合いを実践できるようにします。 ◇子どもの頃から地域での出来事や多様な人とのふれあいを通じ、福祉・人権に関心を持つことができるような機会づくりに取り組みます。
関係団体	◇福祉や人権に関する活動内容や情報を積極的に発信します。 ◇地域の関係団体や地域住民が集まる場において、啓発活動等の充実に努めます。 ◇福祉や人権に関する講座等の学びの場を提供します。
行政	◇人権啓発映画上映会や町民人権学習会等、幅広い年齢層に参加を促すことで住民の福祉・人権意識の向上に努めます。＜人権推進課＞ ◇各隣保館や老人クラブ等での人権学習会の開催、人権尊重委員会との連携による様々な啓発活動により、あらゆる差別の解消とすべての住民の人権が尊重される社会づくりを目指し、隣保館事業を推進します。＜人権推進課＞ ◇「広報ゆあさ」や町ホームページ、出前講座の活用、SNSの活用など様々なツールを用いて、各年代に対して地域福祉や人権等に関する情報発信の充実に努めます。＜福祉課・人権推進課＞ ◇関係機関と連携を図りながら、学校において福祉や人権に関する教育を推進し、子どもへの啓発を行うとともに、保護者への周知啓発に努めます。＜福祉課・人権推進課・教育委員会＞

(2) 地域福祉の担い手づくり・活動団体の活性化

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動に取り組む担い手の確保や育成が重要です。担い手の確保・育成のために、幅広い世代の人が地域福祉について学ぶ機会をつくり、地域活動への参加促進を図ります。また、地域全体で地域福祉を推進できるよう、地域の関係団体等の活動支援に努めます。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇普段から隣近所の人への声かけやあいさつ等を通して、地域や人とのつながりを深めます。 ◇地域の一員として、自らの知識や経験、技術等を活かし、様々な活動に参加します。 ◇家族や友人・知人を誘って、地域活動やイベント、ボランティア活動、福祉団体等の活動に積極的に参加します。
関係団体	◇経験や世代に関わらず、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。 ◇趣味の活動等、住民が気軽に活動に参加できる場を提供し、地域福祉の担い手づくりにつなげます。 ◇地域で大人と子どもが一緒に活動する機会をつくります。 ◇チラシ、パンフレット、SNS等多様な手段で活動をPRします。
行政	◇庁内関係各課、関係機関・団体等と連携を強化しながら、多世代が参加できる地域活動・ボランティア活動を支援します。＜関係各課＞ ◇地域活動やまちづくりに関わる人材の育成・活動を支援します。また、関係団体と連携し、福祉分野の専門人材の確保・育成や活動を支援します。＜関係各課＞ ◇結婚、住まい、子育て、仕事に関する支援施策の充実と、パンフレット「grow with」等による周知により若い世代の定住を推進します。＜関係各課＞ ◇地域のNPOや安心・安全ネットワーク協議会等と連携しながら、課題の把握や地域福祉の意義、目的に関する啓発を行います。＜福祉課＞ ◇地域ケア会議や研修会の開催等により、各種相談員のスキルアップを図ります。＜福祉課＞ ◇高齢者が地域で活躍できる環境づくりを進めるため、シルバー人材センターの活動を支援します。＜福祉課＞ ◇小学生、中学生を対象に認知症サポーター養成講座や福祉学習等を実施し、将来の地域福祉の担い手を育成します。＜福祉課・教育委員会＞ ◇ゲートキーパー養成講座の参加促進により支援者の増加を図ります。＜健康推進課＞

2 基本目標2 誰もが安心・安全に住み続けたいまちづくり

(1) 生活支援の充実

住民一人ひとりが住み慣れた地域で自立して自分らしく暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくり、介護予防等を推進するとともに、高齢者や障がいのある人、様々な困りごとを抱える人への支援を関係機関と連携して行います。また、多様化する生活課題や福祉ニーズを把握し、必要な人に適切な支援をつなぐ仕組みづくりを進めます。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇地域の健康に関するイベントや講座等に友人・知人を誘って積極的に参加するなど、主体的に健康づくり・生きがいづくり・介護予防に努めます。 ◇認知症サポーター養成講座等に参加し、認知症についての正しい理解を深め、地域で見守るなどのサポートを行います。 ◇住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、必要に応じて適切なサービスや制度を利用します。
関係団体	◇すべての住民が健康づくり、生きがいづくりに取り組めるよう、活動の推進や事業の充実を図ります。 ◇高齢者や障がいのある人が、自分の技術や知識を地域などで披露できる機会や活躍の場をつくり出します。 ◇福祉サービスの利用者やその家族が、サービス内容や事業所を選択できるよう情報発信に努めます。
行政	◇健康に関する相談や教室、がん検診の実施等、健康・介護予防を推進する事業を継続的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。＜健康推進課・福祉課＞ ◇自殺対策に関する実態把握や周知啓発に努めるとともに、相談しやすい環境づくりや地域での見守り強化を図ります。また、有田圏域で策定した自殺対策計画を基に、効果的な支援体制の整備に努めます。＜健康推進課＞ ◇介護・医療・保健・福祉の各分野を横断した一体的な事業実施により、地域包括ケアシステムの拡大と深化を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。＜健康推進課・福祉課＞ ◇ひきこもりの方の社会的な自立に向けて、様々な活動や体験のできる居場所づくりを進めるとともに、継続的に支援ができる体制の整備に努めます。＜健康推進課・福祉課＞ ◇子どもの貧困対策として、学校やこども園・保育園等との連携により、子育て世帯の実態把握に努めるとともに、子どもが自身の望む将来を選択できるよう、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等を実施します。＜健康推進課・教育委員会＞

- ◇障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、相談支援事業所や基幹相談支援センター等と連携し、就労支援や福祉サービスの提供を行います。〈福祉課〉
- ◇身体的理由により移動が困難な人などに対する外出支援事業を実施するとともに、移動手段の確保について関係各課で検討します。〈福祉課〉
- ◇社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、生活保護や就労支援、生活困窮者自立支援制度等の必要な支援につなげます。〈福祉課〉
- ◇生活や住宅に配慮を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関や事業者と連携し、住まいの確保と日常生活の安定・自立促進に努めます。〈福祉課・産業建設課〉
- ◇各隣保館では、地域住民の生活課題の把握に努め、住民が抱える課題の一つひとつを当事者の立場になって捉え、社会福祉協議会や NPO 団体等の関係機関とも連携し、住民に寄り添った支援を行います。また、地域で孤立する人がいないよう、定期的な見守り訪問を実施します。〈人権推進課〉
- ◇地域や関係団体と連携し、制度の狭間にある人の把握と支援体制の整備に努めます。〈関係各課〉
- ◇罪を犯した人の社会復帰に資するため、就労・居住・医療・福祉・就学等のそれぞれの課題に応じた支援に努めます。〈関係各課〉

中学生ワークショップであがった関連する声



○高齢者に優しい町になればいいな。
○おばあちゃんに物忘れがあれば、ヒントを出したり、教えたり、困っていたら手伝います。



○いじめ、ひきこもり、差別のない町になればいいな。
○困っている人の代わりに信号機のボタンを押してあげます。

(2) 一人ひとりの人権を守る取り組みの推進

地域で安心安全に暮らしていくためには、一人ひとりの人権が守られていることが重要です。差別をなくすための制度の整備や周知啓発を継続し、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇成年後見制度、本人通知制度、更生保護など人権を守る制度やサービス等について理解を深め、地域で情報を共有します。 ◇認知症や高次脳機能障がい等について理解を深めます。 ◇生活困窮者等の早期発見や地域による支援活動に協力します。 ◇虐待や権利侵害だと思った時は、役場などの関係機関に速やかに連絡します。 ◇互いの違いを認め合い、自他の人格や個性を尊重します。
関係団体	◇人権尊重委員会を中心に複雑化・多様化する人権問題に対応し、町内のすべての人の人権を守ることができるよう、差別防止等の取り組みを推進します。 ◇虐待やDV、権利侵害等の早期発見に努め、疑いのある時は速やかに行政や専門機関につなげます。 ◇制度やサービス利用者の個人情報の取り扱いやプライバシーには十分な注意を払います。
行政	◇「湯浅町人権を大切にすまちづくり条例」、「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」、「湯浅町部落差別をなくす条例」の適切な運用と周知啓発により、すべての住民の人権が尊重され、守られるまちづくりの推進を図ります。＜関係各課＞ ◇福祉の向上及び人権擁護の目的達成のために、地域住民の生活実態の把握に努め、関係各課や様々な関係機関と連携の上、隣保館事業を推進します。＜人権推進課＞ ◇「本人通知制度」の実施、制度の周知により住民票の写し等の不正取得の抑止を図ります。＜住民生活課＞ ◇成年後見制度の推進にあたって、中核機関の設置を検討します。＜福祉課＞ ◇経済的な理由や家族がいないなどの理由で、成年後見制度の申し立てができない人に対し、申し立て費用の助成や手続きに関する支援を行います。＜福祉課＞ ◇障がいのある人に対する合理的配慮、障がい者用等駐車区画適正利用についての周知啓発を行います。＜福祉課＞ ◇高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待の早期発見と早期対応を図るため、学校や福祉施設等との連携強化に努めます。また、被害者やその家族等の自立に向けた支援を行います。＜健康推進課・福祉課・教育委員会＞ ◇刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、住民への周知啓発に努めます。＜総務課・人権推進課＞

(3) 地域の安全体制の整備

近年、毎年のように各地で地震や台風などの自然災害が発生し、住民の防災に対する意識は高まっていますが、様々な課題や問題も見えてきています。災害発生時の被害をできるだけ少なくするために、住民一人ひとりが災害に備え、地域のつながりを深めることが重要です。安心安全に暮らせるまちづくりの推進のため、平時から関係機関や地域との連携を密にし、災害対応や防犯体制の強化を図ります。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇あらかじめ避難場所や避難ルート、緊急の連絡先などを家族で話し合い、効率的な避難行動が取れるよう備えます。 ◇日ごろから災害情報や防犯情報を確認することで、災害や防犯に対する意識を高めます。 ◇地域での避難訓練等に積極的に参加します。 ◇日ごろから隣近所との関りを深め、災害時に助け合える関係をつくります。 ◇登下校のあいさつ運動などに協力し、地域ぐるみで子どもたちを見守ります。
関係団体	◇自主防災組織や区長連絡協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と行政が連携し、防災訓練の実施や災害時要援護者情報の共有等を行います。 ◇事業継続計画（BCP）を策定し、災害が発生しても可能な限り福祉サービス等を提供できるように努めます。 ◇自主防災組織の活動を進め、地区防災計画や防災資機材の整備に努めます。 ◇防災活動で使用する設備、災害時に必要となる消火器、発電機、火災報知器、備蓄倉庫の鍵の有無等の定期的な点検を行います。 ◇区長連絡協議会、地域安全協議会、警察署が連携し、青少年の犯罪や非行防止のための夜間パトロールを実施します。 ◇特殊詐欺などの消費者被害の防止に努め、相談があった時は、支援機関に連絡します。
行政	◇災害時における支援体制の整備のため、自主防災組織や区長連絡協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、情報共有することで、災害時等における安全確保を図ります。＜総務課＞ ◇自治会や自主防災組織等の関係団体と連携し、定期的な地震・津波訓練を行います。＜総務課＞ ◇災害時要援護者の把握を進めるとともに、地域や関係団体と情報共有を図り、災害時のみならず、日常的な支援体制の強化に努めます。 ＜健康推進課・福祉課・総務課＞ ◇災害時要援護者の避難のため、個別避難計画の策定を進めます。＜総務課＞ ◇一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所について、関係団体と連携して整備を進めます。＜福祉課＞

行政	◇消費者相談の実施や講座の開催などの周知啓発に努め、悪徳商法や特殊詐欺等の消費者被害の防止を図ります。＜ふるさと振興課＞ ◇警察署と連携し、消費者被害の啓発チラシを町内各所に掲示することで、地域住民の防犯意識の向上を図ります。＜福祉課＞ ◇湯浅町田舎暮らし空き家バンク制度を推進し、空き家の有効な活用等に努めます。また、空き家バンク制度の効率的な運用について検討していきます。＜ふるさと振興課＞ ◇公共施設や道路等のユニバーサルデザインの取り組みとバリアフリー化を継続して実施し、誰もが安全で快適に利用できる施設等の整備に努めます。また、配慮を必要とする人の意見が取り入れられる仕組みづくりを進めます。＜総務課・福祉課・産業建設課＞
----	--

中学生ワークショップであがった関連する声



○防災バッグなど日々の防災対策をします。

○避難所では役割分担をして、助け合いをします。



○避難所でも「ふだんのくらしのしあわせ」ができるようにみんなで助け合っていきたいです。

○避難時に高齢者と一緒に逃げます。

3

基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり

(1) 地域と人とのつながりづくりの推進

地域福祉の推進のためには、地域において、住民同士のふれあいや交流の機会、居場所づくり等を行い、人と人とのつながりをつくることです。地域のつながりを深めることで、困った時に気づき合い、分かち合い、助け合える社会をつくりましょう。

< みんなの取り組み >

主体	取り組み
住民・地域	◇日ごろから近所であいさつや声かけをして、顔の見える関係をつくります。 ◇住民同士がお互いを思いやり、困った時に助け合える地域を目指します。 ◇地域での見守りやボランティア活動など地域活動に積極的に参加します。 ◇自治会活動への参加を呼びかけ、活性化を図ります。
関係団体	◇地域福祉分野、障がい福祉分野、児童福祉分野、介護分野等の様々な関係団体同士の連携を深め、活動の幅を広げます。 ◇多世代の人が交流し、つながりを持てる集いの場をつくります。 ◇障がいのある人やその家庭が交流できる機会をつくります。 ◇一人暮らし高齢者などの話し相手となることで、社会的孤立を防ぎます。 ◇地域の人々が気軽に集い交流できる居場所づくりを推進します。
行政	◇各隣保館で実施している地域交流事業を広く周知し、多くの人に参加することで、地域と人とのつながりの強化を図ります。＜人権推進課＞ ◇生活支援コーディネーターと連携し、各地域のサロンや体操教室などの集いの場活動を支援します。＜福祉課＞ ◇地域おこし協力隊と地域住民が協力し、様々なイベント等を実施することにより、地域コミュニティの強化を推進します。＜ふるさと振興課＞ ◇子育て世代包括支援センターにおいて、様々なイベントを開催し、子育て世代の交流の場づくりの充実を図ります。＜健康推進課・教育委員会＞ ◇民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア推進協議会等と連携し、一人暮らしの高齢者や障がいのある人に対する見守り活動の推進を図ります。＜福祉課＞

(2) 地域における支え合いの推進

一人ひとりが、地域で安心して暮らし、気づき合い、分かち合い、支え合うためには、住民・地域・関係団体・行政の連携と地域における支え合いの仕組みが重要です。多様で複合的な生活課題を地域で把握し、関係機関等との連携により解決できる体制を構築します。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇地域の出来事に関心を持ち、地域課題の把握に努めます。 ◇地域における日常生活での困りごとを住民同士で共有し、地域でどのような支援ができるかを話し合い、課題解決にあたります。 ◇住民同士だけでは解決が難しい課題は、地域の団体や関係機関、行政等に相談し、連携して解決にあたります。 ◇障がいのある人もない人も、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、すべての住民が互いに助け合い、支え合います。 ◇社会貢献活動や地域の活動団体への寄付等、支え合いの活動に理解を示し、できる範囲で協力します。
関係団体	◇福祉の専門性を活かした公共性の高い事業を実施し、地域へ貢献します。 ◇住民と行政の間に入り、双方のコーディネーターの役割を果たし、互いの情報や意見交換を促進させます。 ◇関係団体同士のネットワーク体制を構築し、地域課題等の共有や地域による課題解決に向けた検討を行います。
行政	◇介護・医療・福祉の各分野を横断した一体的な支援の実施のため、関係各課、関係機関、地域の団体等とネットワークを形成し、包括的支援体制の構築を図ります。＜健康推進課・福祉課＞ ◇地域の支え合い体制の構築のため、支え合い活動やコーディネートを実施する団体等への支援を積極的に行います。＜福祉課＞ ◇生活支援コーディネーターの配置により、地域のつながりを活用した支え合いの仕組みづくりを推進します。＜福祉課＞ ◇高齢者の利用が多い地域の施設などの職員を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、地域における見守りと支え合いを推進します。＜福祉課＞ ◇NPO団体や老人クラブ、地域子ども会活動等の活性化のための支援を行い、隣保館運営委員、自治会、民生委員・児童委員等と協力し、地域住民が相互に支え合える地域づくりを推進します。＜人権推進課＞

(3) 相談支援体制・情報提供の充実

複雑・複合化した生活課題の解決のため、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりと、相談者の属性や相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める支援体制の整備を進めます。また、すべての人が必要な情報を容易に得ることができるよう情報提供の充実を図ります。

<みんなの取り組み>

主体	取り組み
住民・地域	◇困りごとや悩みがあれば、周りの人や相談窓口等に早めに相談します。 ◇どのような相談窓口があるのか把握し、地域で情報を共有します。 ◇周りの人の相談相手になり、相談内容に応じて、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談したり、相談窓口を紹介します。 ◇日ごろから広報や回覧、町ホームページ等で福祉サービス等の情報収集や制度の理解に努め、住民同士の日常会話の中で情報交換をします。 ◇困りごと等を把握した時は、行政や関係機関等への情報提供に努めます。
関係団体	◇活動を住民に周知するとともに、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。 ◇福祉サービス等の情報をわかりやすい内容で利用者に情報提供し、相談支援においては、内容に応じて、専門的な支援機関につなぐなど関係機関と連携し包括的な支援に努めます。 ◇行政と連携し、福祉サービスの情報や団体の活動内容等を、様々な媒体を活用し積極的に発信します。
行政	◇関係各課、社会福祉協議会、関係団体、民生委員・児童委員等の様々な機関や団体と連携を図り、相談者の属性や相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める包括的支援体制の整備を進めます。＜関係各課＞ ◇広報や町ホームページ、SNS等を活用し、地域の身近な相談窓口や専門的な相談窓口の周知、福祉サービスの利用に関する情報提供等に努めます。 ＜関係各課＞ ◇相談支援に関する庁内研修等を定期的実施し、庁内の相談体制の充実と能力向上を図ります。＜関係各課＞ ◇自殺対策計画「有田圏域いのち支えあいプラン」を基に、気軽に相談できる環境づくりに努め、様々な課題・問題に対応した相談支援ネットワークの構築を図ります。＜関係各課＞ ◇ひきこもりに関する相談に対し、関係機関と連携し、個々の課題に応じた個別支援を行います。＜関係各課＞

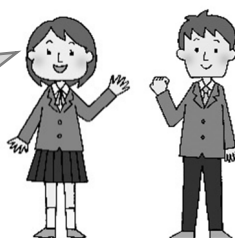
行政

- ◇子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うため、様々なイベントの開催を通じて、子育て世代の悩みや不安の相談に応じるとともに、アウトリーチによる支援を推進します。
＜健康推進課・教育委員会＞
- ◇各隣保館での相談窓口の開設、見守り訪問での相談や情報提供を行うとともに、関係各課や社会福祉協議会、NPO 団体等の関係機関と連携し、生活課題を抱えた人の課題解決に向けた総合的な支援を行います。＜人権推進課＞
- ◇子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の子育て世帯への訪問により、気軽に相談できる関係づくりに努めます。＜教育委員会＞
- ◇意思疎通支援事業の実施等により、様々な障がいの特性に応じた情報発信方法の整備に努め、情報のバリアフリー化を推進します。＜福祉課＞
- ◇障がい者福祉団体や母子福祉連合会、子育て・家庭教育支援チーム等と連携し、就労支援や子育て支援等についての情報提供を行います。
＜福祉課・健康推進課・教育委員会＞
- ◇福祉サービスを必要とする方が適切なサービスを利用できるよう、サービス内容や手続きの流れ、評価等の開示を進めます。＜福祉課＞
- ◇「社会を明るくする運動」などの犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みを通じて、住民へ再犯防止の認識向上を促進し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成に努めます。＜総務課＞
- ◇有田保護司会活動への支援を通じて、更生保護活動の充実を図ります。
＜総務課＞

中学生ワークショップであがった関連する声



○困っている人がいれば相談したり、話を聞いたりします。



○どんな人でも困っていたりしたら、すぐに声をかけます。
○行きたいところに手をとって案内をします。

1 基本目標1 とともに地域を支え合うひとづくり

(1) 福祉・人権意識の向上、学習機会の充実

住民一人ひとりの福祉・人権意識の向上を図るために、福祉や人権について関心を持てるような広報・啓発に努めるとともに、様々な年代の方に学習の機会を提供し、すべての住民が福祉に取り組める環境づくりに努めます。社会福祉協議会では、福祉教育の実施や福祉・人権意識の向上に向けた取り組みを実施しています。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
住民啓発事業	住民に広く福祉・人権についての広報、啓発、学習の機会を設け、様々な年代の方を対象に啓発事業を実施します。
幼少期から関心の持てる福祉教育の充実	保育所、小・中学校等と連携し、幼少期から福祉を身近に感じられる福祉学習を実施します。小・中学生にはボランティア体験学習を実施、高齢者や障がいのある人との交流を通じ、実際に福祉に触れることにより自分たちにできる役割や福祉に対する関心を高められるような事業を実施します。
人権福祉連絡会への参画	高齢者安心・安全ネットワーク協議会や有田圏域で取り組んでいる人権福祉連絡会に積極的に参画し、同和問題や高齢者、障がいのある人に対する差別や偏見などの課題について研鑽を積むことで、差別や虐待の予防に努めます。

今後の方向性

- 幼少期から大人まで継続して福祉学習に取り組める機会の充実に努めます。
- 福祉や人権に対する住民意識の高揚と具体的に取り組める事業の推進を図ります。
- 福祉は高齢者、障がいのある人だけでなく、すべての住民に関係のある課題であることを啓発することで福祉に対する住民の理解促進を図ります。

(2) 地域福祉の担い手づくり・活動団体の活性化

地域全体の共通課題である地域福祉の担い手の確保、育成のために、関係機関と連携し、きめの細かい情報発信を図り、若年代から高齢者まで、幅広い担い手やボランティアの育成、活動支援に努めます。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
広報啓発活動事業の充実	広報誌やホームページ、フェイスブックを活用し、社会福祉協議会に対する認知度を高めるとともに、地域福祉に関心の持てるような事業の実施と効果的な啓発に努めます。
関係福祉団体との連携	地域で活動する関係福祉団体への活動を支援するとともに、それぞれの団体に対する理解の促進と、その課題解決に向けてともに取り組むための連携を密にします。
ボランティア等の人材育成	ボランティア活動に対する関心と理解を深める事業を実施し、活動への参加を促進することで、日頃の活動のみならず、災害等の緊急時にも支援してくれる人材の育成に努めます。 また、独自で活動しているボランティア団体の把握に努め、町内にあるすべてのボランティアに対する活動支援と情報交換や交流する機会を設けるなど、各団体のネットワークづくりとコーディネートに努めます。

今後の方向性

- ボランティアに関する情報をより分かりやすく発信することで、活動へのハードルを下げ、身近なことから、より多くの方が地域福祉活動やボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。
- 様々な事業を通じて、ボランティアに対する関心が高まり、災害時や緊急時にも支援していただける継続した人材の育成に取り組みます。



夏のボランティア体験学習



夏のボランティア体験学習

(1) 生活支援の充実

社会福祉協議会では、すべての住民が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立して暮らすことができるよう、高齢者やひとり親家庭、障がいのある人、生活困窮等、独自の様々な課題を抱える人たちに対する支援について、関係機関と連携を密にしながら取り組みます。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
高齢者を支える事業	高齢者の生きがい対策として、老人大学の運営・老人体育祭の開催、老人クラブ連合会の支援等を行い、介護予防に努めます。
ひとり親家庭を支える事業	母子福祉連合会と連携し、会員の交流事業を実施するとともに、ひとり親家庭が抱える課題の調査、関係機関との連携を含め、課題解決に向けた取り組みを推進していきます。
障がいのある人を支える事業	障がい児者父母の会、身体障がい者団体と連携し、障がいのある人が抱える課題の調査、関係機関との連携を含め、課題解決のための施策を講じます。
在宅介護者を支える事業	高齢者や障がいのある人が在宅で安心して暮らせるよう、介護事業を充実します。また、総合事業を中心に介護予防や生きがい対策についても、住民の自発的・参加型の事業の掘り起こしや支援に努めます。在宅で介護している人が一人で抱え込んでしまいがちな介護ストレスの軽減を目的として、家族会を開催し、介護者同士の交流や研修会を実施することで、不安や負担を減らせる介護を目指し、ストレスからくる虐待の予防にも努めます。
生活困窮者を支える事業	低所得や生活困窮者世帯の実態把握に努め、生活の安定と自立を目的とした施策を講じます。また、対策が必要な世帯には民生児童委員や行政と連携して、生活福祉資金の貸し付けを行うなど、生活再建に向けて寄り添う支援を実施します。

今後の方向性

- 高齢者の健康や生きがいづくり、介護予防のため、互いの交流や親睦を目的としたイベント等を実施します。
- ひとり親や障がい者世帯等、特有の課題がある世帯の実態把握に努め、誰もが安心して暮らせる環境整備と同じ悩みを持つ人が交流できる事業を実施します。
- 低所得や生活困窮の実態把握の際、アウトリーチを徹底することで漏れなく把握することに努め、声なき声を聞き逃さない取り組みを実施します。

- すべての住民がどのような状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、福祉サービスの充実と相談支援体制の強化を図ります。
- 町内の福祉事業所における福祉サービスの充実と連携を強化するとともに、介護や障がい福祉の周知徹底することで、制度を利用したい人が漏れることのないように努めます。
- 生活支援コーディネーターを中心に地域の中にある様々な課題の把握に努め、対応困難な事例について、その支援策を協議できる場を設けることで、誰も取り残すことがない支援体制の整備に努めます。

(2) 一人ひとりの人権を守る取り組みの推進

地域で安心安全に暮らしていくためには、一人ひとりの人権が守られていることが重要です。住民同士がお互いの生き方を尊重し、特定の人に対する偏見や差別が生まれることがないよう、あらゆる人権問題の解決に向けた啓発活動を推進します。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
人権福祉連絡会への参画	有田振興局・湯浅町の行政・福祉施設が主体となり、有田圏域の福祉施設で組織する人権福祉連絡会に中核として参画し、同和問題や高齢者・障がいのある人に対する差別等の課題について研鑽を積み、虐待等が起こらない環境づくりに努めます。
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者、知的・精神障がいのある人等、判断能力が不十分な方が地域の中で自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助、各種手続き、金銭管理を行います。
介護事業による見守り	介護事業を通して、高齢者や障がいのある人への見守りを日常的に行い、孤立化や虐待等の予防、課題の早期発見に努めます。
安心・安全ネットワーク協議会への参画	高齢者が安全に安心して生活していけるように高齢者を取り巻くすべての機関が参画している組織において各関係機関の連絡調整、連携強化に努め、総合的な支援及び援助体制の確立に向けて取り組みます。

今後の方向性

- 人権問題に関しては、人権尊重委員会をはじめ、関連機関と連携した啓発活動を行い、あらゆる差別や偏見の解消に努め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指します。
- 各事業を通して、虐待の防止・早期発見に努めます。
- 個人情報やプライバシーの取り扱いに十分配慮し、目的以外の個人情報の使用の禁止、守秘義務の徹底を図ります。

(3) 地域の安全体制の整備

近い将来、南海トラフ地震等、大規模な災害による被害が想定される中、災害の発生に備えた減災活動や災害時における体制整備が大きな課題となっています。平時から行政や関係機関との連携を密にし、避難行動や支援体制の整備に取り組む必要があります。また、すべての住民の命を守るため、継続した啓発事業を実施します。また、日常生活においては、災害のみならず犯罪に強いまちづくりなどの取り組みを推進します。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
福祉防災ボランティア研修会の開催	災害時における、社会福祉協議会の大きな役割である「災害ボランティアセンター」の設置・運営訓練を継続して実施し、災害や防災に関する知識の習得や災害時におけるボランティアの育成、いざという時にすぐに機能できる組織の確立に向けて取り組みます。
防災マニュアルの作成	社会福祉協議会独自のマニュアルを作成するとともに、行政の防災計画とも連動して、平時から訓練や研修を行い、災害への意識を持続するとともに実情に合ったマニュアルになるよう、定期的な見直しを実施します。
要援護者登録の支援と協力	災害時に必要となる要援護者登録について、行政や民生児童委員と連携し、要援護者リストの点検・更新の協力を行い、いざという時に真に役立つリストの作成に努めます。
被災地支援活動	被災地に対する支援活動を通じて、様々な情報交換を行うとともに、被災地における災害時の取り組みと知識を学ぶことで、いざという時に役立つスキルの向上に努めます。
犯罪が起こりにくい町づくり	地域に暮らす人々がお互いに関心を持ち、見守り合うことや民生児童委員、安心・安全ネットワーク協議会の活動等を通じて、無関心で生まれる孤立を無くし、安全なまちづくりにつなげます。

今後の方向性

- 災害に備え、行政との情報共有・連携強化に努め、いざという時に真に役立つ情報管理に努めます。
- 防災や防災研修等を通じて、住民に災害時の正しい対応の普及を図るとともに、緊急時のみならず、平時から近隣で助け合える精神の醸成に向けた取り組みを推進します。



福祉防災ボランティア研修会



福祉防災ボランティア研修会

3 基本目標3 誰一人取り残さないつながりづくり

(1) 地域と人とのつながりづくりの推進

地域において、住民相互のふれあいや交流の創出、居場所づくり等を行い、人と人とのつながりをつくること地域福祉の推進には重要となります。特に高齢化の進む本町では、日ごろから仲間や近隣住民のつながりをつくり、深めることで、困った時に気づき合い、分かち合い、助け合うような関係を構築することが大切です。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
地域ふれあいサロン 支援事業	近隣の高齢者が気軽に集い、楽しく交流することで居場所につながり、生きがいとなることから、自主的に運営できるふれあいサロンの活動を支援します。
ほのぼの茶話ごう会	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、仲間づくりや介護予防、ひきこもり予防を目的として参加者相互の交流と親睦の機会をつくれます。また、事業の運営にあたって、民生児童委員やボランティア推進協議会と連携することで、高齢者の生活実態や必要な情報を共有できる事業の運営に努めます。
一人暮らし高齢者 年賀状送付事業	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、町内の小中学生に年賀状を作成・送付いただく事業を実施し、高齢者には子どもたちから届く年賀状で心温まる体験、子どもたちには福祉への関心を持ってもらえる機会として捉え、お互いの交流を図ることを目的に実施します。
老人福祉作文事業	夏休みの期間を利用して、町内の小中学生を対象に高齢者とのふれあいやボランティア体験、家族のつながりなどをテーマに作文を募集し、広報誌や敬老会などで紹介します。

今後の方向性

- 地域での支え合い活動が積極的に行われるよう、交流やふれあいの事業を実施し、住民に対する啓発にもつなげます。
- 住民同士が気軽に集まって話し合う場を設置することで、生きがいと介護予防につなげます。また、ふれあいサロン活動など、自主的に運営する人と参加する人の相互の支え合いの気持ちを育む場所づくりを積極的に支援します。



地域ふれあいサロン



ほのぼの茶話ごう会

(2) 地域における支え合いの推進

少子高齢化が進行する中で希薄化している住民同士のつながりを再構築するには、様々なコーディネートが必要となっています。今後さらに多様化、複雑化する生活課題への対応について、住民・行政・関係団体・当事者等と十分に連携を図り、新たな形での支え合いのシステムを構築する意味で、社会福祉協議会がそのコーディネーターの役割を果たすことが重要です。

<主な事業・活動>

主な事業等	内容
生活支援 コーディネーター事業	支援が必要な人と支援者、必要な活動と事業をマッチングできるコーディネーターを育成し、住民のつながりづくりの基盤構築に努めます。
共同募金事業	赤い羽根共同募金運動を協力するとともに、配分金により福祉事業の充実を図ります。

今後の方向性

- 社会福祉協議会の特性を活かして、住民・地域・行政・関係団体の連携をコーディネートすることで、新たな支え合いのシステムを構築し、様々な課題の解決に向けて、湯浅町全体で取り組む支援体制づくりに努めます。
- 福祉の充実のために、安定した財源の確保と人材の確保に努めます。

(3) 相談支援体制・情報提供の充実

生活上の様々な課題や問題を解決するためには、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人が、相談できる専門的な窓口の周知啓発や充実が重要です。社会福祉協議会に求められる役割として、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が一番大きなものであることから、今後もさらなる相談事業の充実に努めます。

< 主な事業・活動 >

主な事業等	内容
心配ごと相談	社協事業の柱である心配ごと相談の充実に努め、日常生活のあらゆる不安や悩み事の相談に応じます。 関係機関と連携することでワンストップの相談援助に努めるとともに、すべての相談に対応できるよう心配ごと相談員の相談援助技術の向上に取り組みます。
弁護士相談	法律に関わる専門的な問題について、弁護士が相談に応じます。
公証人相談	相続や遺言・離婚等、公正証書作成に関する相談に対し、公証役場の公証人が相談に応じます。
介護相談	介護保険制度や在宅介護、福祉サービスの利用等についての相談に応じます。
広報活動の充実	生活課題を抱えている人が必要な相談が受けられるよう、有効な情報発信に努めます。広報誌・ホームページのみならず、町内放送やチラシ等も活用して、周知徹底に取り組みます。

今後の方向性

- 社会福祉協議会の柱である相談事業の充実に努めることはもちろん、必要な人が必要な相談を受けられるよう相談日の周知徹底や周知方法の工夫に努めます。
- 事業としての相談窓口での相談に限らず、民生児童委員や地域の中での困りごとを把握し、必要な相談支援が実施できるように連携強化に努めます。

1 協働による計画の推進

地域福祉の推進のためには、住民（地域）、関係団体、社会福祉協議会、行政が連携・協働し、本町の目指すべき姿を共有しながら、主体的に取り組みを進めていくことが重要です。

（１）住民（地域）の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めるとともに、地域の課題を知り、解決のために行動に移していくことが大切です。

（２）関係団体の役割

地域福祉に関わるサービス事業者やボランティア団体等は、多様化・専門化する福祉ニーズに対応するため、事業・サービスの充実や質の確保、地域や他の事業者等と連携した取り組みが求められています。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げるための役割を果たしていくことが期待されています。また、「地域福祉活動計画」に基づき、取り組みを推進するとともに、住民の福祉活動への支援を行う役割も担います。

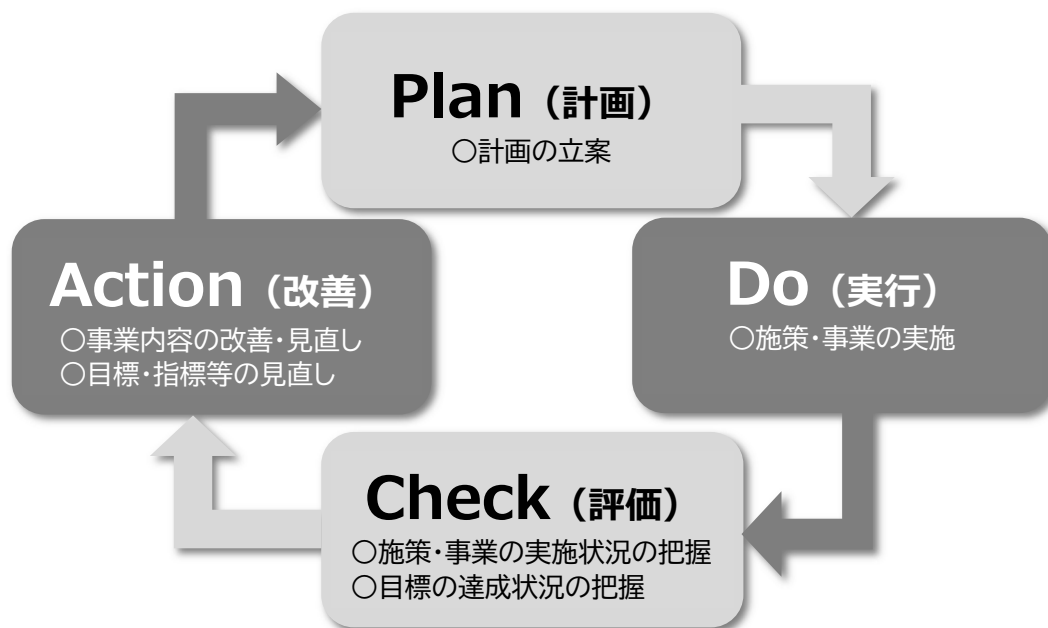
（４）行政の役割

行政は、福祉施策を総合的に推進し、福祉のまちづくりに向けて取り組みを進めていくことが大切です。福祉分野をはじめとした関係団体等と相互に連携を図るとともに、庁内関係各課との緊密な連携の下、本計画を推進します。また、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的な地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理・評価

本計画を効果的かつ実効性のあるものとして推進していくために、PDCA サイクルに基づき、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

また、住民をはじめ、地域や関係団体等が地域福祉に対する理解を深め、本計画の取り組みを実践していけるよう、ホームページ等で計画を公表するなど、周知啓発を進めます。



1 湯浅町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する地域福祉計画を、住民が主体となった地域福祉を推進する計画として策定するため、湯浅町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所管事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討をする。

- （1） 計画の策定手順に関する事項
- （2） 計画の中に記載する内容に関する事項
- （3） その他計画の策定のために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は委員20名以内で組織し、委員は次に掲げる者で町長が委嘱する。

- （1） 湯浅町民生児童委員協議会の代表
- （2） 湯浅町人権尊重委員会の代表
- （3） 湯浅町区長連絡協議会の代表
- （4） 医師会等の代表
- （5） 障害者団体の代表
- （6） 社会福祉法人の代表
- （7） 学識経験者 若干名
- （8） 公募による者 若干名

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、会長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から本計画策定日までとする。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第6条 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員に対する報酬は、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和61年3月24日条例第1号）表第3のその他任命権者において年額、日額を支給することを適当と認める者に掲げる日額に順じ支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則（令和3年4月1日告示第74号）

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

氏 名	所 属	備 考
加賀 洋二	湯浅町民生児童委員協議会	委員長
増元 貞夫	湯浅町人権尊重委員会	
上垣内 修	湯浅町区長連絡協議会	
平山 純二	有田医師会	
磯岡 和也	湯浅町身体障がい者福祉協議会	
長尾 正子	湯浅町障がい児者父母の会	
平川 拓也	湯浅町社会福祉協議会	
野下 康雄	有田つくし福祉会	副委員長
伊藤 和幸	ひまわり福祉会	
谷 香織	平成福祉会	
山田 真生	耕寿会	
大向 伸正	恩賜財団済生会	
佐武 政之	和歌山県福祉事業団	
中山 龍吾	学識経験者	
奥野 均	公募委員	

※順不同、敬称略

日程	項目	主な内容
令和5年 9月22日～ 10月6日	アンケート調査の実施	○住民を対象に地域福祉に関する住民の 思いや意見を把握するためにアンケー トを実施
令和5年 9月26日	第1回 湯浅町地域福祉計画策定委員会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 ○今後の予定（スケジュール） ○アンケート実施の報告
令和5年 9月27日	中学生ワークショップの実施	○中学生を対象にボランティア活動や防 災学習等を通じて感じたことを振り返 り、本町の将来や福祉について話し合っ た内容を地域福祉計画に反映するため に実施
令和5年 9月～10月	団体ヒアリング調査の実施	○地域福祉活動に従事している組織・団体 等の現状、活動を通じて感じる本町の地 域福祉の現状や課題等を把握するため、 ヒアリング調査を実施
令和5年 12月18日	第2回 湯浅町地域福祉計画策定委員会	○アンケート調査結果の報告 ○骨子の検討
令和6年 2月26日	第3回 湯浅町地域福祉計画策定委員会	○素案の検討
令和6年 2月	パブリックコメントの実施	○第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活 動計画について、住民から幅広く意見を 募集するため、計画案に対するパブリッ クコメントを実施

4 用語説明

	用 語	説 明
あ 行	アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。
	SNS (エス・エヌ・エス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニティ型のサービスのこと。
	NPO (エヌ・ピー・オー) 法人	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のこと。 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人。
か 行	介護保険サービス	訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、住宅改修、介護施設への入所等のサービス。
	介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。
	協働	住民・行政・企業等、複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決等の共通の目的に向け、連携・協力すること。
	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護等が必要な期間を引いた数が健康寿命となる。
	権利擁護	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。
	合理的配慮	障がいのある人から支援が必要という意味が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で障がいの特性や困りごとに合わせた支援や対応をすること。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援、家庭的保育を行う者への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う専門機関。
	子どもの貧困	生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が得られない子どもたちが存在する。
	コーディネーター	様々な人やもの等の要素を統合したり調整したりして、1つにまとめ上げる役の人。また、そのような職業。

	用 語	説 明
か 行	コミュニティ	地域社会や共同体のこと。町や学区等、一定の地域基盤のもとに成立する共通の感情や意識をもった集まり。
さ 行	災害時要援護者	災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童等、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち。平成 25 年の災害対策基本法の一部改正に伴い、災害時等において自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難を行うために支援を必要とする人として「避難行動要支援者」が位置付けられたが、本計画においては避難行動要支援者を包含した概念として災害時要援護者を位置付けている。
	災害ボランティアセンター	災害発生時に災害ボランティア活動が効率的に行えるよう支援する組織。平常時から関係機関・団体とのネットワーク形成などに取り組んでいる。
	自主防災組織	町内会や自治会等において、自主的に結成された防災組織。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域の福祉推進を目的として設置される非営利の民間組織。住民の地域福祉活動の支援、各種福祉サービスや相談活動の実施、福祉教育の推進等に取り組んでいる。
	社会福祉法人	社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。
	シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。
	生活困窮者自立支援制度	仕事や生活等、様々な困難の中で生活に困窮している人（今は生活保護を受けていないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人）に安定した生活に向けて包括的な支援を行う制度。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進を目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を担う人。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない人を保護するための制度。家庭裁判所が選任した後見人等が本人の代理として契約の締結等を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなど、判断能力が十分でない人を不利益から守ることを目的とする。

	用 語	説 明
た 行	ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「支え手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。
	地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して生活できるように、医療や介護、福祉サービス等、様々な生活支援サービスを日常生活の場で一体的に受けることができる地域の仕組みのこと。
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント業務）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護業務の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
	中核機関	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」等の役割があります。
	DV (ディー・ブイ)	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
な 行	ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求のこと。社会福祉の領域においては、社会生活を営むために必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。
	日常生活の見守り・災害時要援護の登録制度	災害対応の目的で、事前に登録申請を行い、社会福祉協議会や民生委員等、自主防災組織や役場内等で名簿を共有する制度。ただし、申請時に個人情報提供の同意が必要である。
	認知症	脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していくもので、「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」等があります。高齢者に限らず、若年性の認知症もある。

	用 語	説 明
な 行	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人。自治体等が実施する講座を受講することで認知症サポーターになることができる。
	ノーマライゼーション	障がいのある人が、地域社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが地域社会の本来あるべき姿であるという考え方や、障がいのある人方がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す運動のこと。
は 行	8050 (ハチマル ゴーマル) 問題	ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされる社会問題で、主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
	パブリックコメント	行政制度や行政の計画の新設や変更の際に原案を公表し、住民から意見を求め、政策に反映させる制度。
	バリアフリー	障害のある人や高齢者等が生活する上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。道路や建物の段差・仕切りなど物理的な障壁の他、社会制度、人々の意識、情報提供等に生じる様々な障壁を含めて、それを取り除き、すべての人の社会参加を可能とすることを指す。
	ひきこもり	様々な要因によって、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指す。他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。
	PDCA (ピー・ディー・ シー・エー) サイクル	管理業務を円滑に進める手法。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)の4段階のサイクルを継続的に行うことで業務を改善しようとする考え方。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がいのある人等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動している人。地域において、住民の立場に立ち、相談・援助を行い、社会福祉の増進を担っている。

	用 語	説 明
や 行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
	要支援認定・要介護認定	寝たきりや認知症等で、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態（要介護状態）にある人や、要介護状態には該当せず、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態（要支援状態）にある人。
ら 行	ライフステージ	人生を、年齢に応じていくつかの段階に区分することをいう。主に乳幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老人期に分けられる。
	隣保館	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業の総合的な実施を目的とした社会福祉施設。
	老人クラブ	概ね 60 歳以上の高齢者が自主的に参加・運営を行う活動組織で、趣味活動のほか、地域貢献活動や社会貢献活動に取り組んでいる。
わ 行	ワークショップ	多様な価値観や考え方を受け入れ、立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないように工夫された会議の手法をいう。

第4期湯浅町地域福祉計画
第3期湯浅町地域福祉活動計画

発行年月：令和6（2024）年3月
発行：湯浅町・湯浅町社会福祉協議会

編集：湯浅町 福祉課
〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1
TEL：0737-64-1120 FAX：0737-65-3006

編集：湯浅町社会福祉協議会
〒643-0005 和歌山県有田郡湯浅町栖原 126
TEL：0737-63-5175 FAX：0737-63-3304